

## 電力・ガス取引監視等委員会の検証結果 取りまとめ（案）

2020 年〇月〇日

電力・ガス取引監視等委員会の検証に関する専門会合

## 1. 検証の背景

電力・ガス取引監視等委員会（以下「電取委」という。）は、一連のエネルギーシステム改革において、自由化される電力・ガス市場における取引の監視機能を強化し、電力・ガスの適正な取引の確保に万全を期すため、独立性と高度な専門性を有する新たな規制組織として 2015 年 9 月に設立された。

電取委の設立から約 5 年が経過する中、多数の事業者が電力・ガス市場に新たに参入し、2020 年 4 月には発送電分離が実現するなど、電取委を巡る状況は大きく変化している。

また、先の第 201 回通常国会においては、2019 年の台風第十五号等による大規模かつ長期間の停電等を踏まえ、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」が成立し、これによって電取委の業務に新たな託送料金制度や配電事業制度に係る業務が追加された。さらに、同法案の国会審議においては、関西電力におけるコンプライアンス違反事案等を踏まえ、電取委の組織の在り方についても議論があった。

これらの状況を踏まえ、本会合は、以下の事項について検証を行った。

## （検証事項）

- 電力・ガスシステム改革の現状
- これまでの電取委の活動、電取委が果たしてきた役割
- 今後電取委が注力すべき課題
- 課題に取り組むための電取委の組織の在り方等

## 2. 検証の進め方

本会合は、上記の背景を踏まえ、特に電取委と関連する以下の分野について、電力・ガスシステム改革の狙いに立ち返り（参考 1、2）、その進展状況を評価するとともに、それについて電取委が果たしてきた役割を評価した。また、それを通じて、今後電取委が注力すべき課題の有無を明らかにし、その課題に取り組むための電取委の組織の在り方等についても評価した。

- 電力システム改革

- 34 (1) 電力小売全面自由化
- 35 (2) 卸電力市場の公正性の確保及び取引の活性化
- 36 (3) 送配電関連分野の制度改革
- 37 ● ガスシステム改革

38 (参考 1) 電力システム改革の狙い

電力システム改革専門委員会報告書(2013年2月) [抜粋]

**電力システム改革を貫く考え方**

- これまで料金規制と地域独占によって実現しようとしてきた「**安定的な電力供給**」を、国民に開かれた電力システムの下で、**事業者や需要家の「選択」や「競争」を通じた創意工夫によって実現する**方策が電力システム改革である。
- 競争環境を整備することにより、**競争によるメリットを最大限引き出していく**。
- **発電部門における競争**は、燃料調達や発電所建設における効率の追求や、最も**競争力のある電力から順番に使用することによる発電の最適化(メリットオーダー)**が進展する結果として、卸価格の低減やエネルギー産業の国際競争力向上に寄与することとなる。
- **小売市場における競争のメリット**は、**新たなサービス・料金メニューの提供や、低廉な小売価格**という形で生み出されることとなる。
- このような産業構造の変化と新たなサービスへの需要増大により、エネルギー関連分野において、**革新的な技術やサービスが生み出されていくことが期待される**。
- 電力供給の効率性と安定性の両立を図るためには、**競争を徹底することに加え、価格シグナルを通じた需要抑制を図ることのできる電力システムに転換**することで、電力選択や節電意識といった国民の考え方の変化を最大限活かせる仕組みを作り上げていくことが有効である。
- **節電や省エネにより生み出される供給余力の活用(ネガワット取引)、需給ひっ迫の状況に応じた電力需要の削減(ディマンドレスポンス)**などにより**企業や個人の力を活用**することで、安定供給を確保しつつ、供給コストの低減を実現していく。

39

40 (参考 2) ガスシステム改革の狙い

ガスシステム改革小委員会報告書(2015年1月) [抜粋]

**ガスシステム改革の必要性**

- 都市ガスの将来性を現実のものとするためには、需要家や事業者の潜在的なニーズを引き出すよう、生活様式や事業形態、利用目的・用途に応じ、需要家や事業者に分かり易い形で料金メニューなど多様な選択肢が事業者から提案されることが必要である。
- 電力など他のエネルギー供給、さらにはエネルギー以外のサービスと組み合わせた形で提案することも選択肢の多様性を拡大し、需要家の便益を増やすことに資する。
- 従来にない新たな提案がなされるためには、異分野からの参入を含め、新たな事業者の参入が活発に行われ、サービスの内容を競い合う環境が必要である。
- こうした新たで多様なエネルギーサービスが需要家の支持を獲得するためには、都市ガスの供給がより低廉で安定的に行われることが大前提であるが、それも競争の活性化及び事業者の効率化努力を通じて実現される。

41

### 3. 電取委について

#### 3-1. 電取委が設置された経緯

2013年に閣議決定された「電力システムに関する改革方針」において、電力市場の全面自由化などを進めることが決定されたが、その中で、独立性と高度な専門性を有する新たな規制組織を設けることが掲げられた。

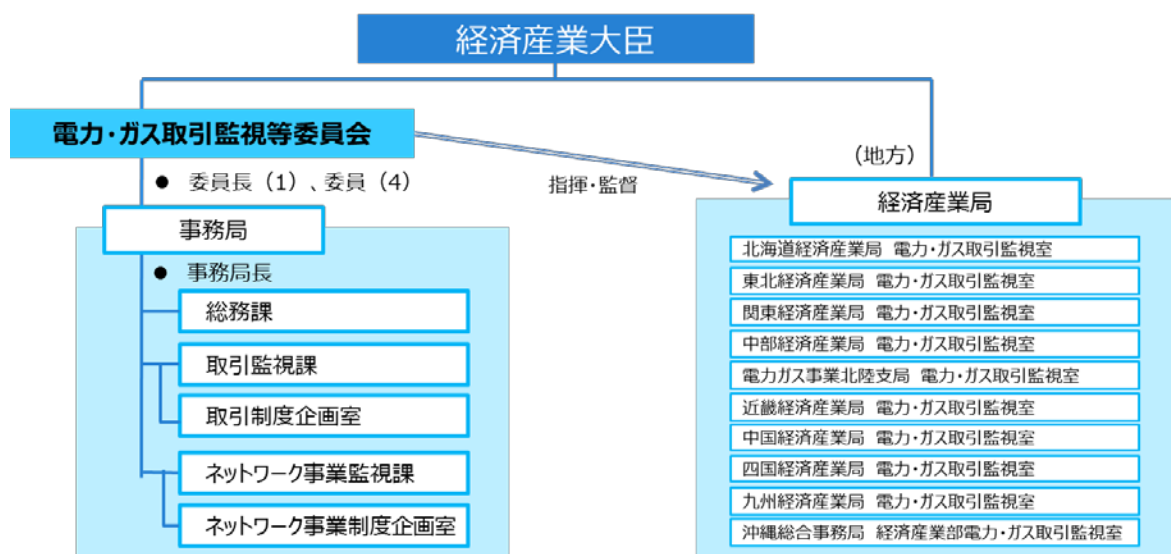
その後、2015年に成立した電気事業法改正法において、正式に、電力取引監視等委員会の設立が決定され、同年9月に設立された（2016年4月に電力・ガス取引監視等委員会に改称）。

#### 3-2. 電取委の概要

##### 1) 組織・体制

電取委は、電力・ガスの自由化に当たり、市場の監視機能等を強化し、健全な競争を確保するために、経済産業大臣直属の組織として設置された。電取委は、委員長及び委員4名で構成されており、事務局は、本省約70名、地方局約50名の職員が配置されている。

##### (参考3) 電取委の組織・体制



##### 2) 委員長及び委員

電取委の委員は、法律、経済、金融又は工学の専門的な知識と経験を有し、その職務に関し、公正かつ中立な判断をすることができる者のうちから、経済産業大臣が任命することとされている。なお、委員の任期は、3年である。

62 (参考4) 委員長及び委員 (2020 年 11 月現在)

|                                                                                   |                                                                                   |                                                                                   |                                                                                    |                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 八田 達夫<br>(委員長)                                                                    | 稲垣 隆一<br>(委員長代理)                                                                  | 北本 佳永子                                                                            | 林 泰弘                                                                               | 圓尾 雅則                                                                               |
|  |  |  |  |  |
| <b>【経済】</b><br>大阪大学 名誉教授<br>アジア成長研究所 所長                                           | <b>【法律】</b><br>稲垣隆一法律事務所<br>弁護士                                                   | <b>【会計】</b><br>EY新日本有限責任監査法<br>常務理事<br>シニアパートナー<br>公認会計士                          | <b>【工学】</b><br>早稲田大学大学院<br>教授                                                      | <b>【金融】</b><br>SMBC日興証券<br>マネージングディレクター                                             |

63

64 3) 電取委の役割

65 電取委は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）、ガス事業法（昭和二十九年法  
66 律第五十一号）、熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）及び電気事業者による再  
67 生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）の規定  
68 により、その権限に属させられた事項を処理することとされている。電気事業法に基づ  
69 き電取委が処理することとされている事務は、具体的には以下のとおり（ガス事業法等  
70 も同様）。

- 71 ● 意見回答（規制料金の審査を含む）  
72 経済産業大臣は、電気事業法に基づく処分（登録、命令、認可等）をしようとする  
73 ときは、あらかじめ、電取委の意見を聴かなければならない。
- 74 ● 報告徴収、立入検査  
75 電取委は、経済産業大臣から報告徴収・立入検査について権限委任を受けており、  
76 電気事業者に対して報告徴収・立入検査をすることができる。
- 77 ● 監査  
78 電取委は、経済産業大臣から監査について権限委任を受けており、毎年、一般送  
79 配電事業者等に対して監査をしなければならない。
- 80 ● 事業者への業務改善勧告、経済産業大臣への勧告  
81 電取委は、監査、報告徴収、立入検査の結果、電力の適正な取引の確保を図るた  
82 め必要があると認めるときは、電気事業者又は経済産業大臣に対し、必要な勧告を  
83 することができる。

84 ● 建議

85 電取委は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項に関し、電力の適  
86 正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業に関し講ずべき施  
87 策について経済産業大臣に建議することができる。また、建議に基づいて講じた施  
88 策について報告を求めることができる。

89 ● あっせん、仲裁

90 電取委は、電気供給事業者から契約等に関する協議不調等を理由とするあっせ  
91 ん・仲裁の申請があった場合、あっせん・仲裁を行う。

92 ● 苦情の処理

93 電取委は、電気事業者の電気の供給等に関して苦情の申し出があった場合、苦情  
94 を処理する。

95 このように、電取委は、その専門的知見を活用し、経済産業大臣の処分の内容につい  
96 て、経済産業大臣に意見することとされている。

97 また、電取委は、その専門的知見を活用し、経済産業大臣に代わって、電気事業者等  
98 に対し、報告徴収、立入検査及び監査を行うこととされている。

99 さらに、電取委は、その専門的知見を活用し、電力の適正な取引の確保を図るため必  
100 要があると認めるときは、電気事業者に対して業務改善勧告を実施したり、経済産業大  
101 臣に建議したりすることができることとされている。

102 これらをまとめると、電取委の役割は、法律に明記されていないものの、その専門的  
103 な知見を活用し、経済産業大臣に意見等することによって、電力の適正な取引の確保を  
104 図ることが主目的であると言える。

## 4. 電力システム改革の進捗と電取委の取組

### 4-1. 電力小売全面自由化

#### 1) 電力システム改革が当初狙っていたこと

電力システム改革においては、小売市場への参入や料金を自由化し、競争を通じた効率化を促進するとともに、価格メカニズムによって需給が厳しい時に需要が調整される仕組みの導入などを可能にしていくこととされていた。

その際、需要家がどの小売事業者からも電力の供給が受けられない事態や、電気料金が不当に高額になるといった事態が生じないように、最終保障サービスを講ずるとともに、料金設定や消費者への情報提供に関し、必要な需要家保護策を措置することとされていた。

#### 2) 現在の状況の評価

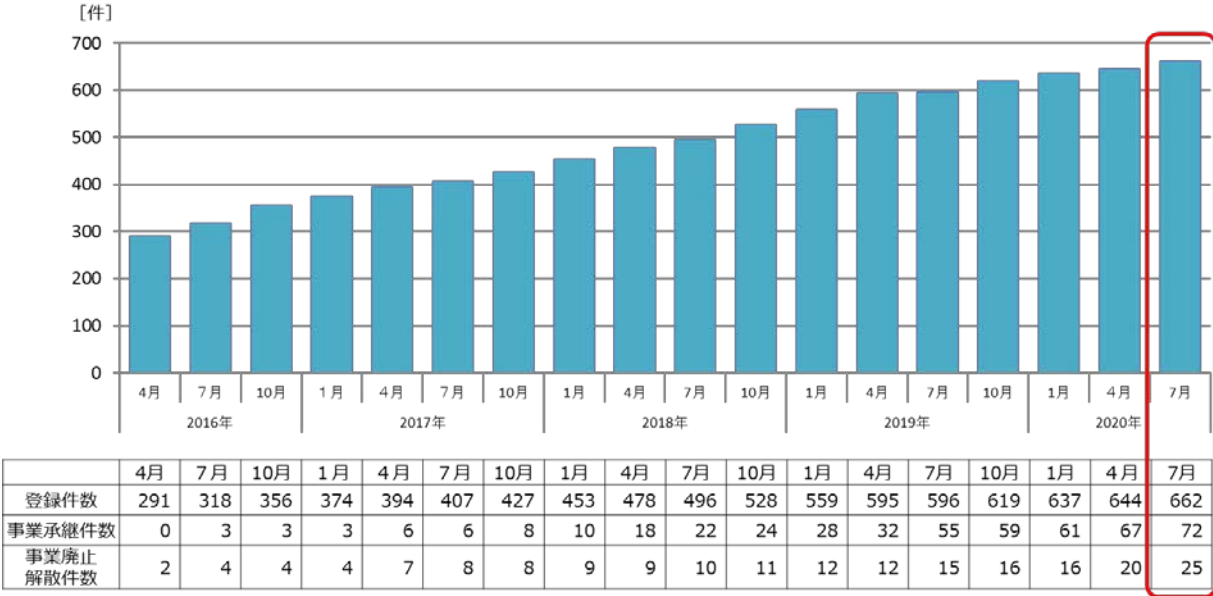
電力小売全面自由化の現状は以下のとおりであり、新規参入者のシェアが増加し、多様な料金メニューの登場により需要家の選択肢は拡大するなど、電力システム改革は着実に進んでいると言える。

- 小売電気事業への新規参入は、2020年7月1日時点で662者が参入しており（参考5）、総販売電力量に占める新規参入者のシェア<sup>1</sup>は、2020年3月時点で約16%まで増加している（参考6）。また、旧一般電気事業者によるエリアを越えた競争も活発化している（参考7）。（しかしながら、電気の小売規制料金の経過措置を解除できるところまでは至っていない。）
- 需要家における小売全面自由化に対する認知は、聞いたことがある者まで含めると約80%（2019年度）となっている（参考8）。また、電気購入先を新規参入者へ切り替えたケースは約15%となっており、増加している（参考9）。一方で、消費者から独立行政法人国民生活センターに寄せられた相談件数でみると、携帯電話等他の分野と比較して、電気に関する相談の件数は少ない（参考10）。
- 小売全面自由化後、市場価格連動型、完全従量制、特定時間帯無料等の多種多様な料金メニューが登場し（参考11）、電気料金から燃料費調整単価、FIT賦課金及び消費税を除いた単価は低下傾向にある<sup>2</sup>（参考12）。
- なお、電力システム改革が当初期待していた、需給ひっ迫時に価格シグナルに応じて需要を抑制するといった契約は未だ広く普及するには至っていない。

<sup>1</sup>旧一般電気事業者の子会社を含む。

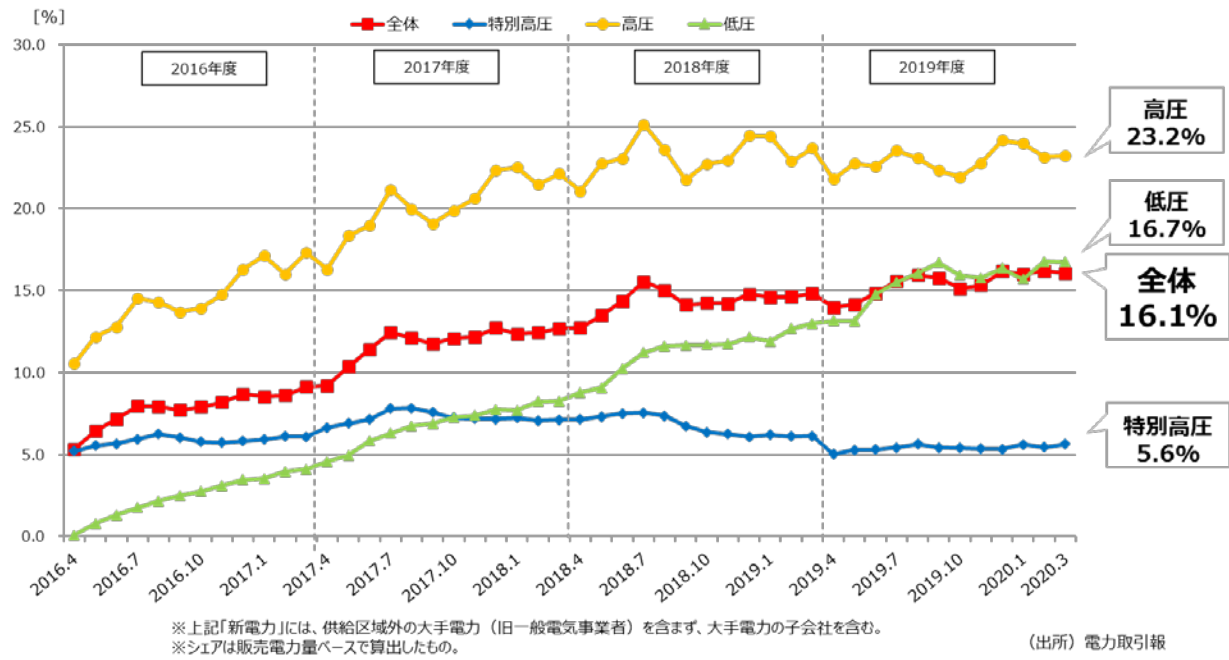
<sup>2</sup>燃料費調整単価、FIT賦課金及び消費税を含めた電気料金単価は、電力小売全面自由化以降、上昇している（2020年1月時点）。

134 (参考5) 小売電気事業者の登録数



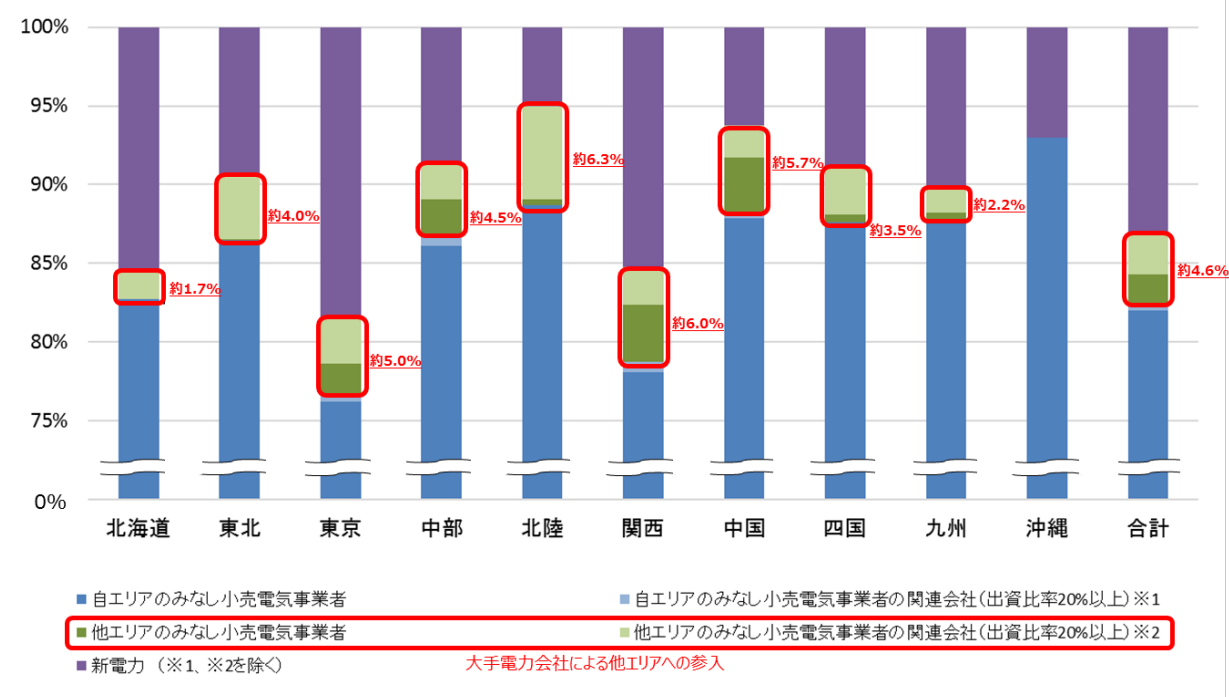
135

136 (参考6) 新規参入者のシェアの推移



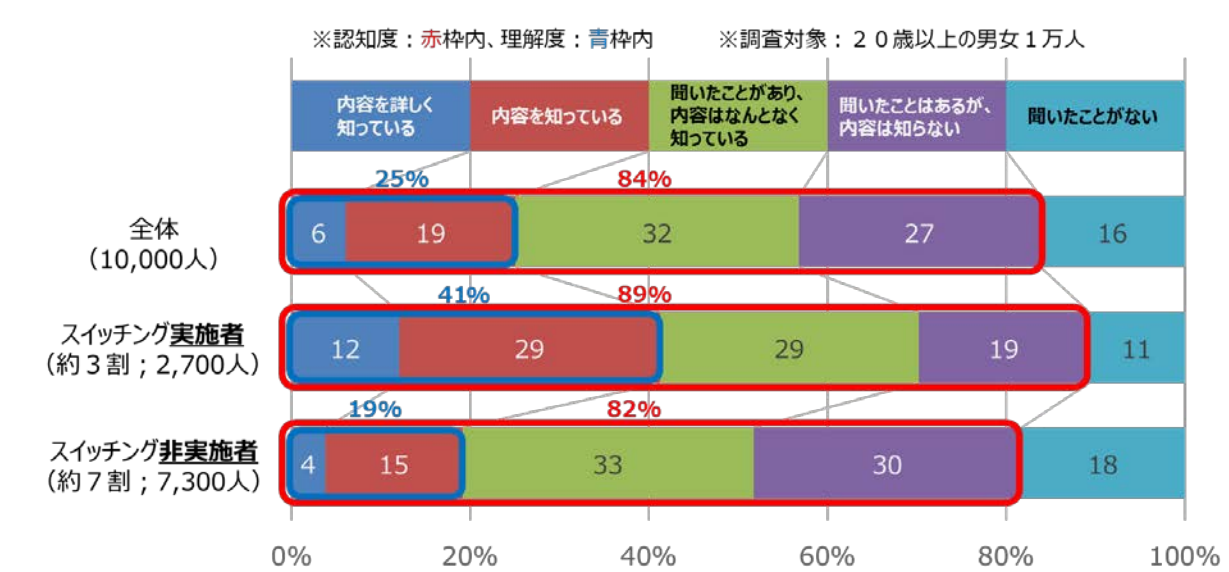
137

138 (参考 7) 旧一般電気事業者による他エリアへの参入状況



139 出所：電力取引報 ※2020年3月時点 販売電力量[kWh]の割合

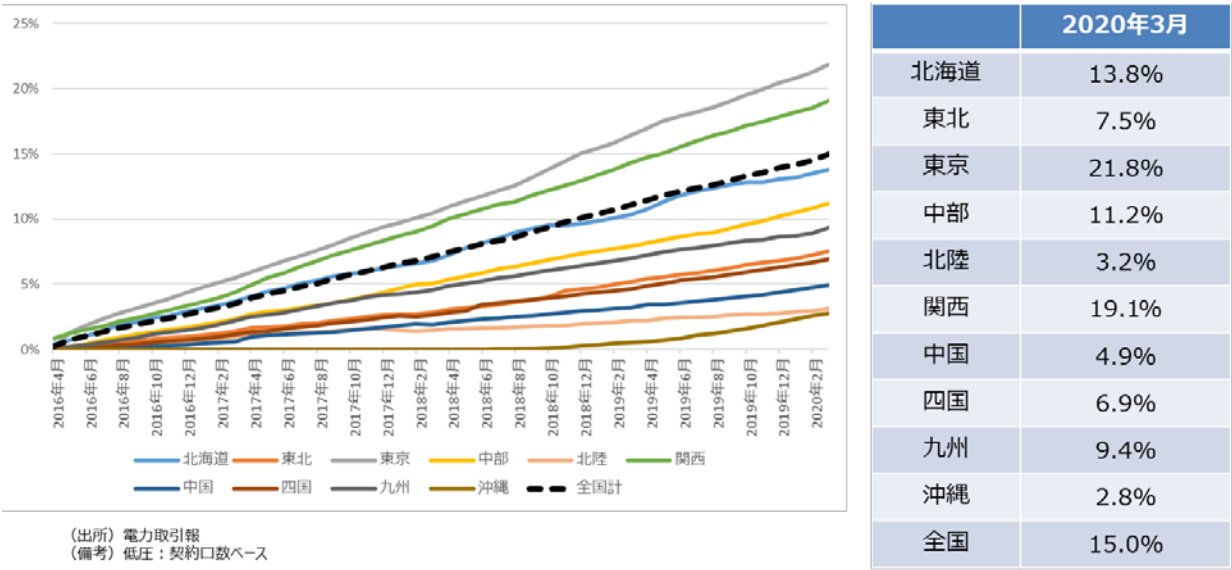
140 (参考 8) 家庭用電力の小売自由化に関する認知状況



141 (出所) 電力・ガス取引等監視委員会「令和元年度エネルギー需給構造高度化対策に関する調査等委託事業」調査報告書より作成



142 (参考9) 各エリアの旧一般電気事業者から電気購入先を変更した割合



143

144 (参考10) 消費者からの独立行政法人国民生活センターへの相談件数

(2018年度)

|                            | 相談件数（件） | 需要家数（件）             | 需要家数に対する<br>相談件数の割合 |
|----------------------------|---------|---------------------|---------------------|
| インターネット接続回線<br>（ブロードバンド契約） | 32673   | 約4025万              | 0.081%              |
| 移动通信サービス<br>（4世代携帯電話）      | 23595   | 約1億3664万            | 0.017%              |
| 四輪自動車                      | 12840   | 約6154万<br>※自家用車保有台数 | 0.021%              |
| 電気                         | 11742   | 約5853万<br>※世帯数      | 0.020%              |

(出所) 国民生活センター「2018年度のPIO-NETにみる消費生活相談の概要」、総務省「情報通信白書（令和元年）」、  
一般財団法人自動車検査登録情報協会「自家用乗用車（登録車と軽自動車）の世帯当たり普及台数（令和元年8月）」

145

146 (参考 11) 多様化する新規参入者の料金メニュー

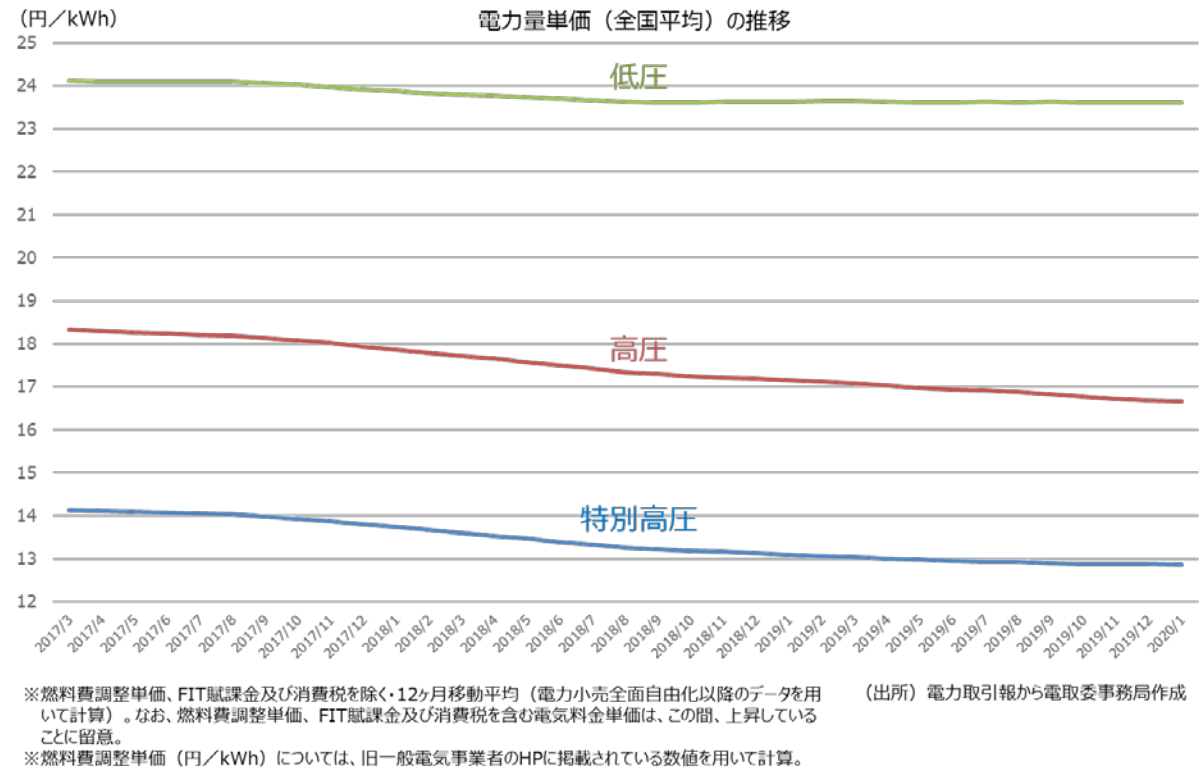
※一部の特徴的な料金メニューを例示。

|                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>再生エネ特化型</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・再生可能エネルギーを100%提供する料金メニュー。FIT電気での提供や、非化石証書を活用したものもある。トドック電力やネクストエナジー・アンド・リソースなどが提供。</li></ul>                   | <b>完全従量料金</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・基本料金を0円とし、完全従量制の電気料金メニュー。LoopやSBパワー、TRENDEなどが提供。</li></ul>                             |
| <b>発電所(者)特定型</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ブロックチェーンにより発電所と需要家をマッチングさせて提供するもの。みんな電力が提供。</li><li>・需要家自らが小売事業者の取次店となり、発電者と取引するものもある。デジタルグリッドが提供。</li></ul> | <b>一段階料金</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・消費者にとっての分かりやすさを重視し、一段階料金のメニューを提供。オペテージやF-Powerなどが提供。</li></ul>                          |
| <b>市場連動型</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・実際にスポット市場価格(コマゴト)をもとに電気料金を計算するメニュー。自然電力が提供。</li></ul>                                                            | <b>時間帯別料金</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・家庭で電気をよく使用する夜間の時間帯(例えば、夜8時から翌朝7時まで)で割安な料金を設定。出光興産やシン・エナジー、みやまスマートエネルギーなどが提供。</li></ul> |
| <b>確定数量型</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・一定の使用量までは、定額制の電気料金メニュー。F-Powerや日本瓦斯・Loopなどが提供</li></ul>                                                          | <b>特定時間帯無料</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・特定の時間帯(例えば朝6時～8時)の電気料金(従量分)を無料にする。HTBエナジーが提供。</li></ul>                               |
| <b>EV向け割引</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・EV用充電設備を設置しており、かつEVを所有している者に対して通常のプランから割引引くもの。Loopなどが提供。</li></ul>                                              | <b>歩数連動割引</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・歩いた歩数に応じて電気料金を割引くサービス。イーレックスが提供。</li></ul>                                             |

(出所) 各社ホームページ

147

148 (参考 12) 電力量単価(燃料費調整単価、FIT 賦課金及び消費税を除く全国平均)の推移



### 3) 電取委のこれまでの取組についての評価

電取委は、電力小売分野に関して、その専門的知見を活用して、取引の状況を把握・分析し、問題のある行為があればそれを是正するなどにより、電力の適正な取引を確保することが期待されている。さらに電取委は、専門的知見を活用して、電力の小売取引の状況を分析し、制度面で改善すべき点などがあれば、その改正を経済産業大臣に建議することなどが期待されている。

こうした観点から、当分野におけるこれまでの電取委の取組を評価すると以下のとおりである。

- 電取委は、小売の全面自由化に伴い様々な事業者が電気事業に参入することを踏まえ、需要家保護の観点から、電気事業法に照らして小売事業者が遵守すべき事項等を具体的に記載した「電力の小売営業に関する指針」を策定した（案を作成した上で経済産業大臣に建議（参考 13））。
- 電取委は、相談窓口を設置し、これまで 5,000 件以上もの需要家からの相談にきめ細かく対応してきた（参考 14）。また、国民生活センター・消費者庁と共同で、相談事例や消費者へのアドバイスを掲載した資料を毎年数回作成し公表している。
- また、電取委は、その相談対応等を端緒として小売電気事業者における不適正な営業行為等を把握した場合には、業務改善勧告や文書指導・口頭指導により、それを是正するよう指導している（小売事業者に対する業務改善勧告、計 8 件（参考 15））。
- こうした取組に加えて、電取委においては、経済産業大臣からの意見聴取を受け、電気のの小売規制料金の経過措置を解除する基準について、各エリアの、①消費者等の状況、②競争圧力（シェア 5 %以上の有力な競争者が 2 社以上等）、③競争の持続性、を総合的に判断することとすると整理し、2020 年 4 月時点ではすべての地域において電気のの小売規制料金の経過措置を存続させることが適当と判断することも行っている。

前述のとおり、電力の小売市場については、新電力のシェアも年々拡大し、旧一般電気事業者間の競争も活発化している。他方で、消費者トラブルが急増するといった状況は見られていない。このような市場の状況も踏まえると、電取委がこれまで講じてきた取組は、十分に効果をあげてきたと考えられる。

このように電力の小売市場の分野において、これまでのところ、電取委は十分に期待された役割を果たしてきていると評価できる。

「電力の小売営業に関する指針」の目次

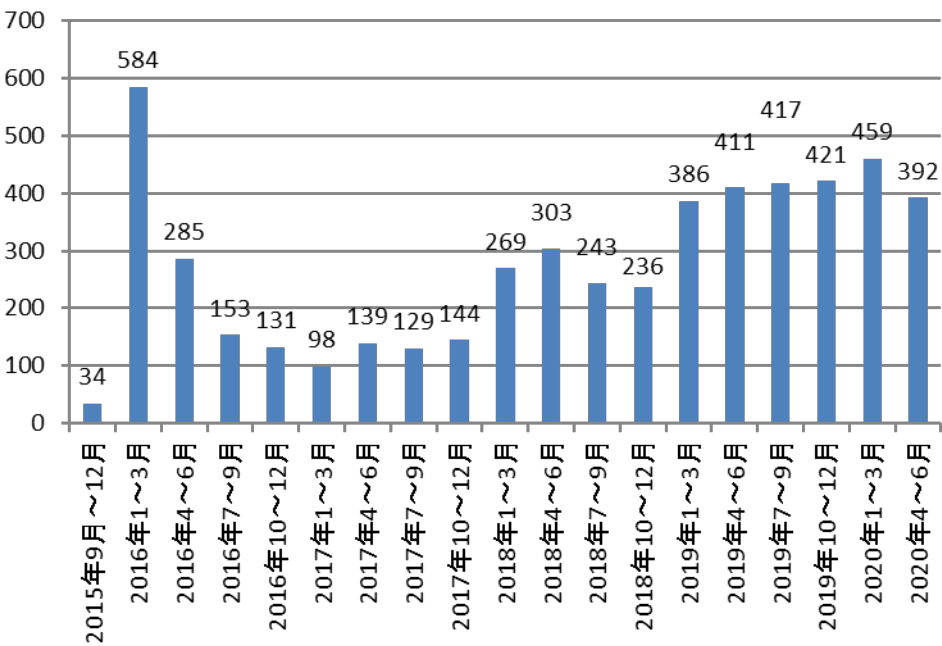
|                                                                                                              |                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 1. 需要家への適切な情報提供<br>(1) 一般的な情報提供<br>(2) 契約に先だって行う説明や書面交付<br>(3) 電源構成等の適切な開示の方法                                | 4. 苦情・問合せへの対応の適正化<br>(1) 苦情・問合せへの対応<br>(2) 停電に関する問合せ対応         |
| 2. 営業・契約形態の適正化<br>(1) 電事法上問題となる営業・契約形態<br>(2) 小売電気事業者の媒介・取次ぎ・代理<br>(3) 高圧一括受電や需要家代理モデル<br>(4) 小売電気事業者による業務委託 | 5. 契約の解除手続の適正化<br>(1) 需要家からの契約解除時の手続<br>(2) 小売電気事業者からの契約解除時の手続 |
| 3. 契約内容の適正化<br>(1) 不明確な電気料金の算出方法<br>(2) 小売供給契約の解除<br>(3) 競合相手を市場から退出させる目的での不当に安い価格での小売供給                     | 6. 災害時連携<br><br>【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】                       |

「電力の小売営業に関する指針」の制定及び改正に係る建議の実績

| 日付             | 件名                           | 概要                                                                                                                                                    |
|----------------|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2016年<br>1月22日 | 「電力の小売営業に関する指針」の制定に関する建議について | 小売電気事業者による需要家への適切な情報提供や営業方法等について、小売電気事業者が電気事業法及びその関係法令を遵守するよう促す指針を定める旨を建議するもの                                                                         |
| 2016年<br>7月13日 | 「電力の小売営業に関する指針」の改定に関する建議について | 小売事業者が業務提携する取次・代理業者等を自己のホームページ等において“分かりやすく”公表することが望ましい旨を同指針に追記するなどを建議するもの                                                                             |
| 2017年<br>5月29日 | 「電力の小売営業に関する指針」の改定に関する建議について | 非化石価値取引市場の導入に伴い、非化石証書を購入した小売事業者が「再エネ100%の発電・調達を実施」などの誤認を招く紹介を行わないよう具体的な電源構成の開示方法に関する規定を本指針に追加する等の建議をするもの                                              |
| 2018年<br>9月20日 | 「電力の小売営業に関する指針」の改定に関する建議について | 連系線の利用により、卸電力取引所を介して調達した電気の電源構成等算定ルール（例えば、当該電気は原則として「卸電力取引所」として区分されるが、電源構成等を特定した契約を締結している等の一定要件を満たす場合には当該契約に定められた電源構成で調達したとみなしても良い）等を同指針に追記する旨を建議するもの |
| 2018年<br>12月6日 | 「電力の小売営業に関する指針」の改定に関する建議について | 需要家が小売電気事業者のスイッチングを行う際に起きる「取戻し営業行為」の類型等を同指針に追記するなどを建議するもの                                                                                             |

185 (参考 14) 電力自由化に関する電取委相談窓口への相談件数の推移

(件)



186

187 (参考 15) 問題のある行為を行った事業者に対する指導（業務改善勧告）の実績

| 日付              | 対象事業者            | 概要                                                                                                                         |
|-----------------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2020年<br>9月9日   | 東京電力エナジーパートナー(株) | 電気及びガスの小売供給契約の締結を電話で勧誘する際に、電気及びガスの供給条件について不十分な説明や虚偽の説明をした。                                                                 |
| 2020年<br>7月8日   | 中部電力ミライズ(株)      | 電気の小売供給契約締結の際、多数かつ継続的に、法に規定する契約締結前交付書面及び契約締結後交付書面の需要家への交付を行わなかった。                                                          |
| 2019年<br>12月25日 | あくびコミュニケーションズ(株) | 多数の需要家に対し、電気料金の支払方法の変更に際して法に規定する説明義務及び書面交付義務を果たさなかった。また、電気料金が請求済みであったにもかかわらず、一部の需要家について口座引落しのための決済処理を行い、電気料金の過大徴収を多数発生させた。 |
| 2019年<br>8月21日  | 関西電力(株)          | 電気及びガスの小売供給契約締結の際、多数かつ継続的に、法に規定する契約締結前交付書面及び契約締結後交付書面の需要家への交付を行わなかった。                                                      |
| 2018年<br>10月11日 | 東京電力エナジーパートナー(株) | 電気及びガスの小売供給契約締結の際、多数かつ継続的に、法に規定する契約締結後交付書面の需要家への交付を行わなかった。                                                                 |
| 2018年<br>8月2日   | (株)F-Power       | 多数の需要家に対し、説明が不十分なままに中途解約に伴う違約金の適用範囲等を変更し、小売供給契約の変更に際して法に規定する説明義務を果たさなかった。                                                  |
| 2018年<br>3月2日   | 東京電力エナジーパートナー(株) | 電気及びガスの訪問営業及び電話営業において、多数かつ継続的に、法に規定する契約締結前交付書面の需要家への交付を行わなかった。                                                             |
| 2016年<br>11月17日 | 東京電力エナジーパートナー(株) | 取引所において、約定価格を上昇させる不適切な入札行動という市場相場に重大な影響をもたらす取引を行い、市場の信頼を害した。                                                               |

188

#### 4) 電取委が今後注力すべき事項

小売分野におけるさらなる競争の促進には、消費者が正確な情報を得やすいことが重要である。したがって、電取委は、小売事業者における電源構成等の情報提供の充実や、料金の比較サイトの公平性・中立性の確保などについて、引き続き注力していくべきである。また、電取委自らも、消費者向けの広報を充実させることが重要である。

なお、小売分野においては、料金メニューがさらに多様化する中で、他の商品とのセット割引において複雑な解約手続きとするなど、これまでになかった競争制限的な行為が生じることもありえる。電取委は、引き続き取引の状況を把握・分析し、こうしたものも含めて、不適正な営業行為等があれば、迅速に対応することが重要である。

また、電力システム改革が当初期待していた、需給ひっ迫時に価格シグナルに応じて需要を抑制するといったデマンドレスポンスの取組は未だ広く普及するには至っていない。卸電力市場においては徐々に適切な価格シグナルが発信されるようになってきていることから、今後は小売事業者等においてこうした取組が広がることが期待される。電取委においても、こうしたデマンドレスポンスの取組拡大に向けて、より積極的な役割を果たすことが期待される。



## 4－2．卸電力市場の公正性の確保及び取引の活性化

### 1) 電力システム改革が当初狙っていたこと

電力システム改革においては、小売全面自由化と併せて、卸電力市場の取引の活性化を進めることで、経済合理的な電力供給体制と競争的な市場を実現することとされていた。

(参考 16) 電力システム改革専門委員会報告書（2013 年 2 月）抜粋

- **卸電力市場の活性化は、経済合理的な電力供給体制の実現と、競争的な市場の実現の双方にとって非常に重要である。**

#### (経済合理的な電力供給体制の実現)

- ・ 卸電力市場の活用により、最も効率的で価格競争力のある電源から順番に使用するという**発電の最適化を、事業者やエリアの枠を超えて実現することが可能となる（広域メリットオーダー）**。
- ・ また、各電気事業者が定期点検などに備えて保有する電源の容量を削減し、必要に応じ卸電力市場から柔軟に調達することが可能となる。
- ・ これまでは自社の需要家への供給や、長期相対契約を結んでいる卸供給先への供給などに限られていた**売り先が多様化**することで、**発電部門の競争促進が生じ、効率化が促進される**。

#### (競争的な市場の実現)

- ・ また、新電力等の新規参入者が小売市場における競争に参加しやすくするためには、自社電源のほか、必要な供給力を卸電力市場から確保できる環境整備も必要。
- ・ **卸電力市場の厚みが増す**ことにより、新電力にとっては**供給元が多様化**するとともに、電源トラブルなどを契機にたびたび高騰している**取引所価格の安定化**が期待される。
- ・ 加えて、**卸電力市場の厚みの向上は、透明性・客観性の高い電力価格指標の形成にも資するため、電力取引の活性化や、発電における投資回収の見通し向上といった効果も期待される**。

### 2) 現在の状況の評価

小売全面自由化当初の卸電力市場の状況は、旧一般電気事業者が電源の大部分を保有しており、各社は社外に卸売を行えばより高く売れる場合であってもそれを比較・考慮せず、発電した電気を自社小売に優先的に供給していた。このため、2015 年度時点の卸電力市場における取引量は約 2 %となっており、極めて少量であった(参考 17)。

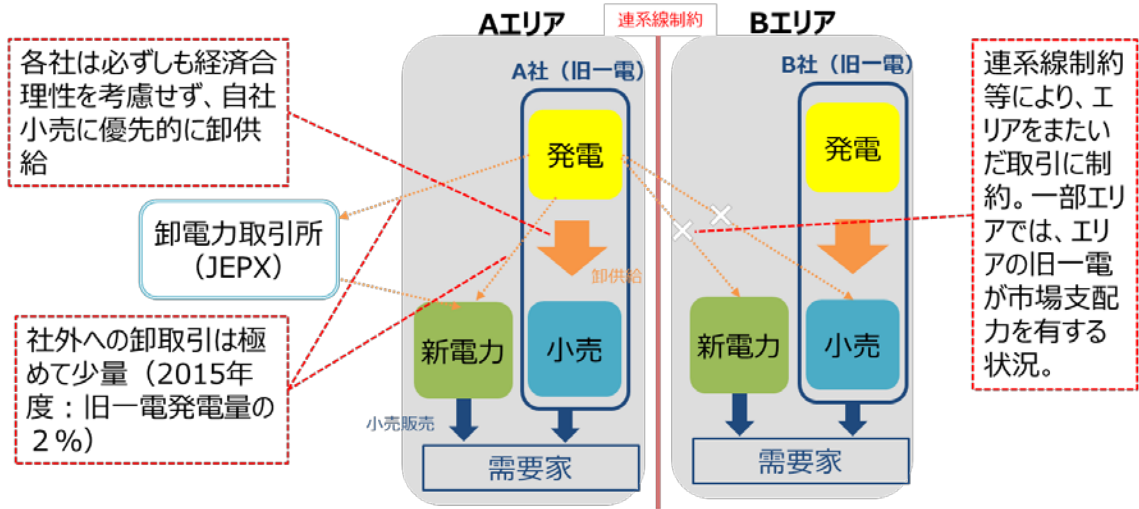
また、連系線の制約により、エリアを越えた取引が制約されるため、一部のエリアにおいては旧一般電気事業者が市場支配力を有する状況となっていた<sup>3</sup> (参考 18)。

こうした状況であったため、電力システム改革を進めるにおいては、卸電力市場の公正性の確保と取引量の拡大（市場活性化）が重要となっていた。

---

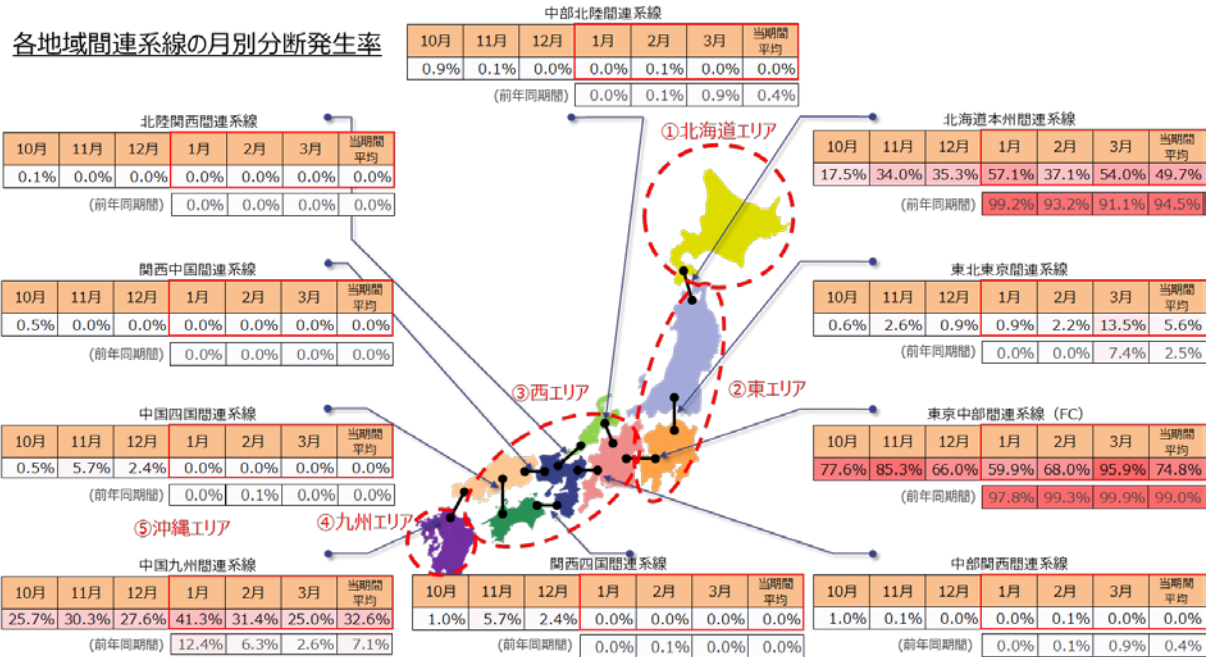
<sup>3</sup> この状況は、現在も継続している。

221 (参考 17) 小売全面自由化当初の卸電力市場の状況



222

223 (参考 18) 地域間連系線の分断による寡占的な単一市場の発生頻度とその HHI 指数

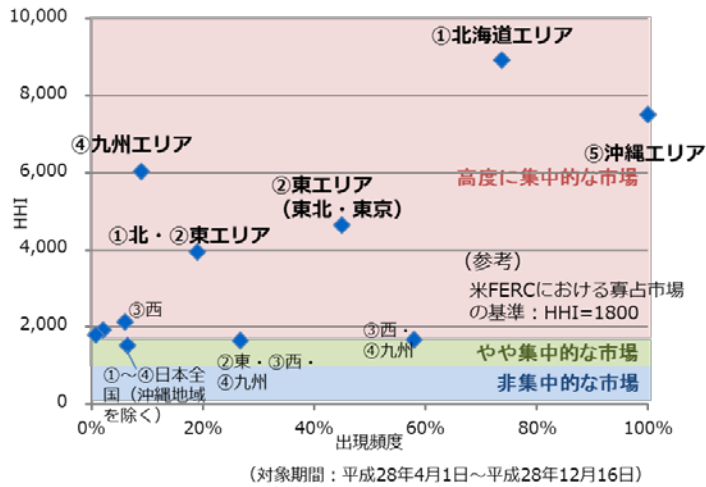


※ 表中の数値 (パーセント) は、各連系線における市場分断の発生率 (各月の取扱い商品数 (30分毎48コマ/日 × 日数) のうち、市場分断が発生した商品数の比率) を示す。  
※ 市場分断の発生には、連系線の作業が原因で発生しているものを含む。

224



- ①北海道エリア、②東エリア、①北・②東エリア、④九州エリア、⑤沖縄エリアは、単一卸電力市場の出現頻度、HHI値が高く、寡占的な単一卸電力市場となっている。



※HHI (ハーフィンダール・ハーシュマン指数: Herfindahl-Hirschman Index) は、市場の独占度合いを測定する指標の一つ。各事業者が市場で有するシェアを二乗し、それを加算して算出する。HHIは、0に近いほど、完全競争状態に近く、最大値の10,000 (完全独占) に近づくほど、市場集中度が高いことを示す。

$$HHI = \sum_{i=1}^n C_i^2$$

( $C_i$ : i番目の事業者の事業分野占拠率  
n: 事業者数)

- 225
- 226 卸電力市場の現状は以下のとおりであり、スポット市場における取引量が 2020 年
- 227 3月時点で電力需要全体の約 35%に達するなど、新規参入の小売事業者が卸市場を通
- 228 じて必要な供給力を確保できる環境が実現しつつある。また、スポット市場等による
- 229 取引を通じ、広域メリットオーダーによる発電計画の最適化が図られるようになると
- 230 ともに、適切な価格シグナルが発信されるようになってきている。このように、卸電
- 231 力市場の改革は着実に進んでいると言える。
- 232 ● 小売全面自由化以降、電力の卸取引量は年々増大している。例えば、スポット市
  - 233 場における取引量は 2015 年度から 2019 年度までの 5 年間で約 19 倍となり、
  - 234 2020 年 3 月時点で電力需要の約 35%を占めるに至っている。また、先物市場や
  - 235 ベースロード市場の創設など、商品の多様化も進んでいる。さらに、相対取引に
  - 236 ついても拡大している (参考 19)。
  - 237 ● 限界費用ベースでの売り入札が行われ、エリアを越えた取引も拡大しており (参
  - 238 考 20)、連系線の制約による市場分断は引き続き発生しているものの、全国大で
  - 239 の発電最適化 (メリットオーダー) が徐々に実現されている。
  - 240 ● 太陽光が出力制御される時間帯においてはエリアプライスが 0.01 円になるな
  - 241 ど、適切な価格シグナルが発信されるようになってきている (参考 21)。

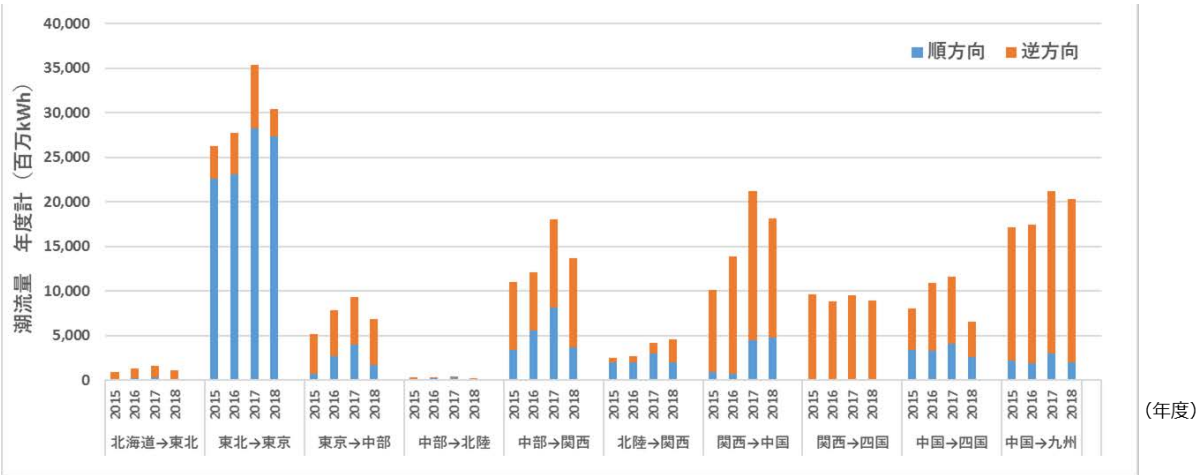
242 (参考 19) 各市場における約定量の推移

単位：百万kWh

| 年度           | 2015     | 2016   | 2017   | 2018    | 2019    | 2015<br>→2019 |
|--------------|----------|--------|--------|---------|---------|---------------|
| スポット市場       | 15,326   | 22,962 | 58,593 | 208,642 | 292,510 | 19倍           |
| 時間前市場        | 1,313    | 1,660  | 2,226  | 1,747   | 2,580   | 2倍            |
| 先渡市場         | 70       | 102    | 47     | 70      | 51      | 横ばい           |
| ベースロード市場     | —        | —      | —      | —       | 4,680   | 新設            |
| (参考) JEPX会員数 | 130者     | 124者   | 135者   | 163者    | 184者    | 1.4倍          |
| 旧一電からの相対取引   | —<br>(※) | 2,055  | 11,104 | 35,109  | 34,676  | 16倍           |
| 常時バックアップ     | 6,943    | 11,037 | 13,735 | 10,804  | 2,276   | 0.3倍          |
| 先物市場         | —        | —      | —      | —       | 185     | 新設            |

243 (※) 旧一電からの相対取引量については2016年より調査を開始しているため、2015年まではデータ無し。

244 (参考 20) 年度別連系線利用状況



245 出所 電力広域的運営推進機関 電力需給及び電力系統に関する概況  
※2019年度分流量データについては、2020年8月中旬頃公表予定

246 (参考 21) 九州エリアにおけるエリアプライス 0.01 円の実績

| 対象期間         | 太陽光出力抑制<br>実施日数(日) | 出力抑制日の内、<br>エリアプライス<br>0.01円<br>コマが存在した日<br>数(日) | 0.01円コマ<br>存在日の割合<br>(%) | 太陽光出力抑制<br>実施コマ数 | 出力抑制コマの内、<br>エリアプライス<br>0.01円の<br>コマ数 | 0.01円コマの<br>割合(%) |
|--------------|--------------------|--------------------------------------------------|--------------------------|------------------|---------------------------------------|-------------------|
| 2018年 10~12月 | 8                  | 0                                                | 0%                       | 112              | 0                                     | 0%                |
| 2019年 1~3月   | 18                 | 8                                                | 44%                      | 252              | 39                                    | 15%               |
| 2019年 4~6月   | 30                 | 17                                               | 57%                      | 480              | 121                                   | 25%               |
| 2019年 7~9月   | 0                  | 0                                                | -                        | 0                | 0                                     | -                 |
| 2019年 10~12月 | 13                 | 13                                               | 100%                     | 208              | 95                                    | 46%               |
| 2020年 1~3月   | 31                 | 29                                               | 94%                      | 487              | 297                                   | 61%               |

※九州エリアにおいて、出力抑制対象に「九州本土」が含まれる日に関する集計値(諸島部のみが抑制対象の日含まない)。

3) 電取委のこれまでの取組についての評価

電取委は、卸電力取引分野についても、専門的知見を活用して、取引の状況を把握・分析し、問題のある行為があればそれを是正するなどにより、適正な取引を確保することが期待されている。また、電取委は、専門的知見を活用して、卸電力取引の状況を分析し、制度面で改善すべき点などがあれば、その改正を経済産業大臣に建議することなどが期待されている。

こうした観点から、当分野におけるこれまでの電取委の取組を評価すると以下のとおりである。

- 電取委は、卸電力市場を競争的に機能させていく上で望ましいと考えられる行為や問題となる行為（相場操縦など）を改めて整理し、事業者の業務の実情に照らしてより具体的な記載となるよう、「適正な電力取引についての指針」（電力適正取引ガイドライン：電気事業法及び独占禁止法に照らして事業者が遵守すべき事項等を明確化した指針）の改定を建議した（参考 22）。
- 電取委は、卸電力取引の状況を把握・分析し、高値でスポット市場に売り入札を行っていた東京電力エナジーパートナー（東電 EP）に対して業務改善勧告を行うなど、問題のある行為については是正を指導した（参考 23）。
- 電取委は、スポット市場における公正性の確保と取引拡大の観点から、旧一般電気事業者が余剰電力の全量を限界費用ベースで売り入札している限りにおいては相場操縦に当たらないことを明確化するとともに、旧一般電気事業者の社内取引の取引所を介した売買（グロスビディング）を促進するなどの取組も実施した。また、旧一般電気事業者等が買い取った FIT の余剰分（自社需要を上回る分）は、全量スポット市場に売り入札するとともに、その価格は 0.01 円／kWh とすることが合理的であると整理した。

- 電取委は、旧一般電気事業者における発電・小売間の不当な内部補助を防止するため、各社に対して内外無差別に電力卸売を行うことをコミットするよう要請した。
- さらに、電取委は、2020年7月に電力広域的運営推進機関において実施された容量市場のメインオークションについて、市場支配力を有する事業者による売り惜しみや価格つり上げ等の問題となる行為がなかったかどうかを確認するとともに、その分析を通じ、小売事業者の負担緩和策として導入された経過措置等の在り方について、来年度に向けて改めて検討を行うことが適当であることを指摘した。
- こうした電取委の取組の多くは、前述したような旧一般電気事業者が電源の大部分を保有するという市場構造の中で、スポット市場等の卸電力市場における公正性を確保しつつ取引量を増加させ、市場メカニズムが機能するようにしていくという面において、実際に効果を発揮しており、時宜を得た適切なものであったと言える。

このように卸電力市場の分野においても、これまでのところ、電取委は期待された役割を果たしてきていると考えられる。

## (参考 22) 電力適正取引ガイドラインの改定

### ● 2016年のガイドライン改定で追加した内容

#### ① 相場操縦規制

卸電力市場への信頼確保の観点から、市場相場を人為的に操作する行為を規制するもの。(i)偽装の取引、(ii)市場相場に重大な影響をもたらす取引、(iii)市場の需給・価格に誤解を生じさせる情報の流布行為を規制。

#### ② インサイダー取引規制

一部の事業者のみが卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼすインサイダー情報に基づき取引することを防止するため、10万kW以上の発電ユニットの計画停止及び計画外停止等の事実を「インサイダー情報」として、(i)そのような事実が生じた場合には適時公表を求めるとともに、(ii)情報公表前のインサイダー取引行為を規制するもの。

### ● 直近（2020年6月）においては、次の点のガイドライン改定を建議。

- ・ 電力先物市場の取引開始を踏まえ、市場間相場操縦行為を問題となる行為の例に追加。
- ・ 停止に至らない発電ユニットの出力低下の情報も適時公表の対象に含めるべく、10万kW以上の出力低下（24時間以上の継続が合理的に見込まれる場合）を「インサイダー情報」の定義に追加。

(参考 23) 相場操縦行為を行った事業者に対する指導（業務改善勧告）の実績

東電EPの行為（2016年4月～8月）

- 東電EPは、各入札コマにおける限界可変費と「閾値」※のうち高い方を入札。  
※ 小売料金の原価と同等の月毎の固定価格
- 総入札コマ数のうち、約3割のコマ（平日昼間）において「閾値」で入札。
- 「閾値」で入札したコマのうち、約6割において約定価格が上昇し（相場のつり上げ）、約定量も減少  
→ 仮に、限界可変費で入札していた場合、約定価格が下落し、約定量が増加する

委員会の業務改善勧告（2016年11月17日）

- (1) 「閾値」を用いた売り入札価格の設定を以後行わないこと
- (2) 上記(1)の社内の周知徹底、及び遵守のための社内体制整備
- (3) 上記(2)のために取った具体的な措置の委員会への報告

4) 電取委が今後注力すべき事項

卸電力市場については、スポット市場の取引量の増大などにより市場メカニズムが機能するようになってきているものの、前述のとおり、連系線の制約によりエリアを越えた取引が制約されるため、一部のエリアにおいては旧一般電気事業者が市場支配力を有する状況となっている。したがって、電取委が、引き続きエリア毎の市場の状況を分析し、必要に応じて積極的に措置を講じ、その公正性を維持するとともに、競争を活性化していくことが重要である。

その際、卸電力市場を巡っては、今後、需給調整市場の本格運用、容量市場の実受給期間の開始、FIP 制度の開始による再エネの市場統合の進展等、関連制度の大きな変更が予定されており、これらの仕組みが、全体として公正かつ効率的な市場として機能するようにしていくことが重要である。

具体的には、電取委は、複数の市場をまたいだ相場操縦を含めて、適正でない取引を確実に防止するよう監視体制を強化するとともに、旧一般電気事業者における発電部門＝小売部門間の不当な内部補助の防止や容量市場の監視など、引き続き市場の公正性の確保に注力していくべきである。

さらに、制度改善や制度設計についても、容量市場の改善など、取引の実態に関する知見を有する電取委が貢献できることも多いと考えられ、電取委は、制度面での対応が必要と考えられるものがあつた場合には、積極的に検討し、提案等をしていくことが望ましい。その際、社会全体の取引費用を下げるという観点にも留意することが重要である。



#### 4－3. 送配電関連分野の制度改革

##### 1) 電力システム改革が当初狙っていたこと

電力システム改革においては、低圧分野における電力小売への参入を可能とするため、一般送配電事業者を中立化し低圧託送制度を整備するとともに、スマートメーターを設置して 30 分毎の計量を行うこととされた。

あわせて、旧一般電気事業者と新電力のイコールフットイングを図るため、計画値同時同量制度を導入することとされた。

また、送配電事業者が最も効率的な電源を市場から調達して需給調整を行う仕組みを確立し、併せてその価格（コスト）をインバランス精算に用いることとされた。

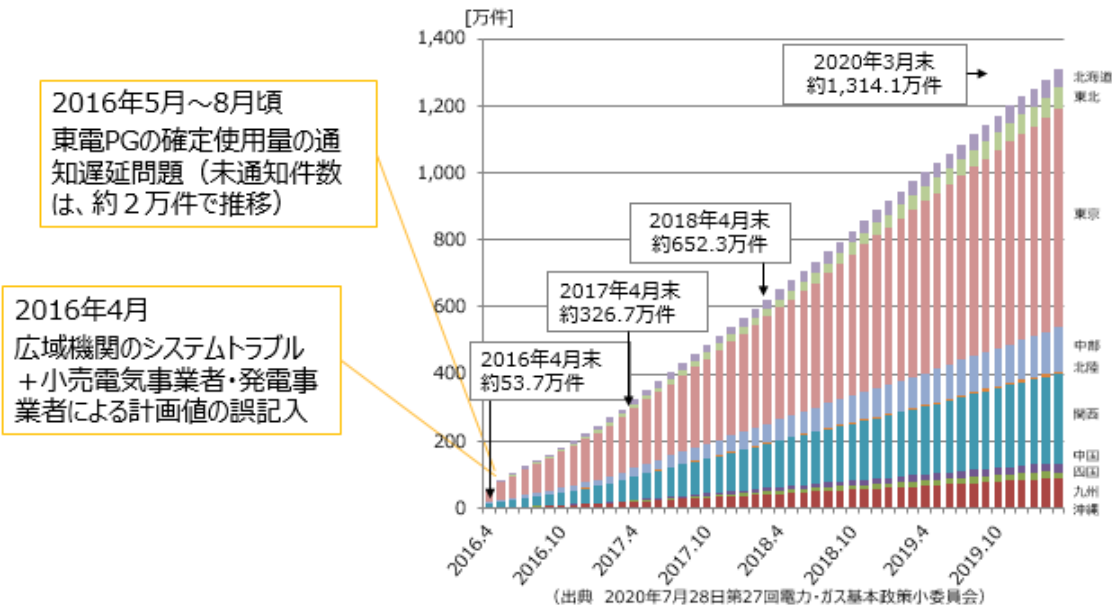
さらに、送配電部門を別会社化するとともに（法的分離）、行為規制を導入することで、送配電部門の中立性・独立性をより確実に確保することとされた。

##### 2) 現在の状況の評価

送配電関連分野の制度改革は、以下のとおり、着実に進んでいる。

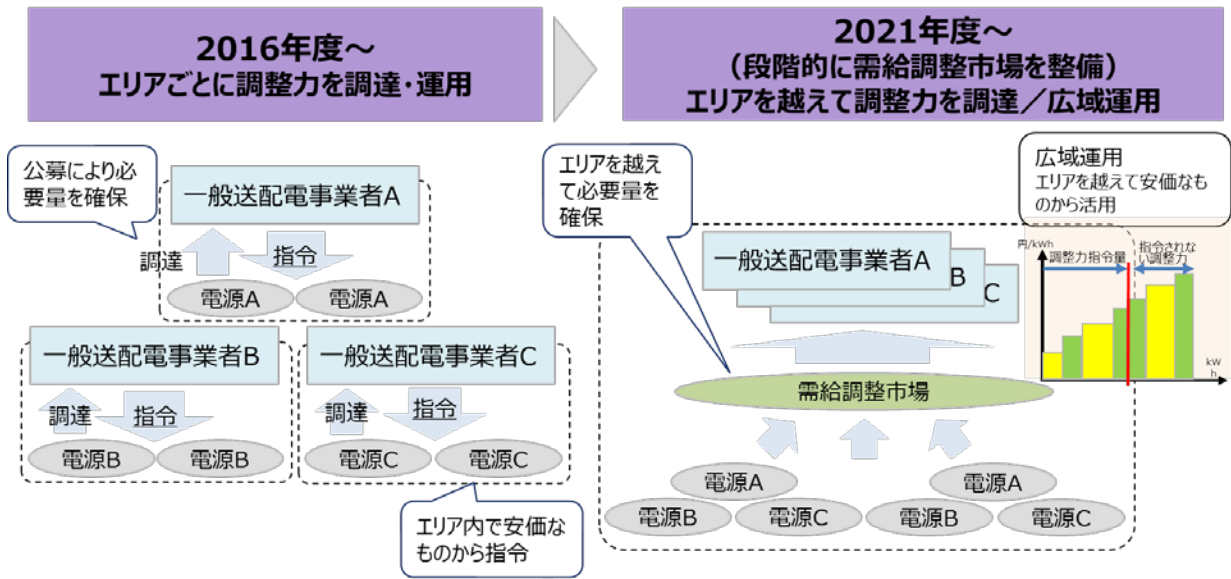
- 低圧託送制度及び計画値同時同量制度は、当初、スマートメーターで計量した使用電力量が小売電気事業者に通知されない、送配電事業者が発電事業者や小売電気事業者の計画値を授受できないといったシステムトラブルが一部で発生したが、その後運用も安定。現在では、低圧分野において新規参入者等に電気購入先を変更した件数は総計 1,300 万件以上に達しているが、大きな問題なく運用されている（参考 24）。
- 一般送配電事業者の中立化に伴い、需給調整の新たな仕組みとして、2016 年度から、一般送配電事業者がエリア内の電源を広く活用して需給調整を行う仕組み（調整力の公募調達）が開始された。また、2021 年度から、全国大で調整力を調達・運用する仕組み（需給調整市場）を段階的に導入し、2022 年度から、需給調整のコストをインバランス料金に反映する仕組みが開始されることとなっている（参考 25）。
- 送配電部門の中立性をより確実に確保するため、2020 年度までに沖縄電力を除く全ての送配電事業者が分社化（法的分離）され、あわせて、送配電事業者における人事や受委託に関する行為規制が導入された（参考 26）。

339 (参考 24) 新規参入者等へ電気購入先を変更した件数の推移と託送制度の運用状況



340 ※「新規参入者等」とは、新規参入者（大手電力（旧一般電気事業者）の子会社を含む。）及び供給区域外の手電力を指す。

341 (参考 25) 需給調整市場及びインバランス料金制度の整備状況



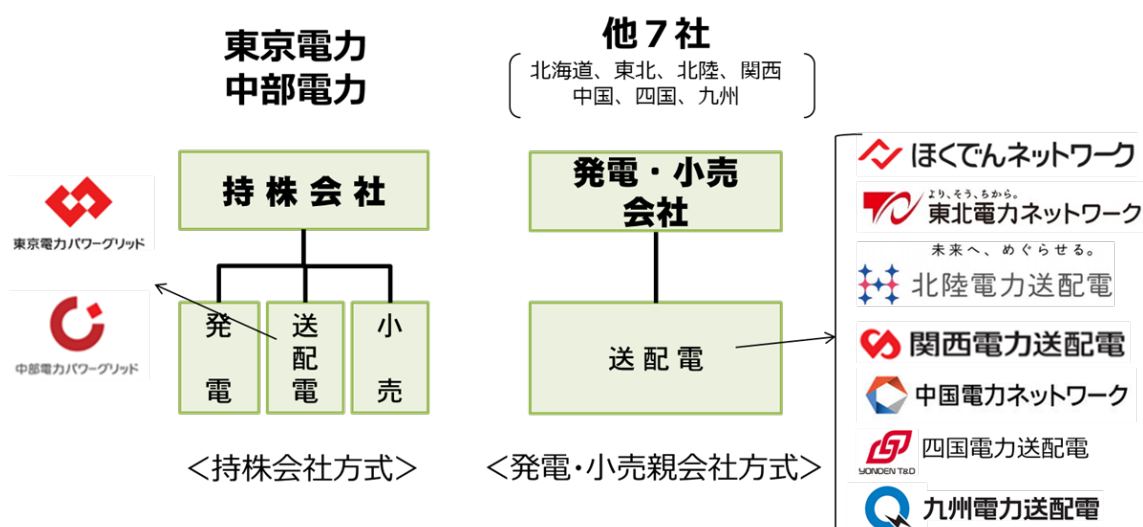
342



|                                                          | インバランス料金                                | 備考                                                     |
|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 2000年～2016年3月<br>第三者アクセス制度                               | 新規参入者のみを対象とする<br>ペナルティ的なインバランス料金        | 一般電気事業者は対象外                                            |
| 2016年4月～<br>(計画値同時同量制度の導入<br>に合わせた改正)                    | 前日スポット市場の価格をベースに<br>インバランス料金を算定         | 全国合計の系統の不足・余<br>剰を反映。必ずしもエリア毎<br>の状況を反映しないという課<br>題あり。 |
| 2022年4月～<br>(調整力広域運用の2021年<br>度開始を踏まえた改正)<br>【当委員会が詳細設計】 | エリア毎に需給調整に用いた調整力の<br>kWh価格からインバランス料金を算定 | コマごと・エリアごとの電気の<br>価値をより正確に反映。<br>タイムリーな情報公表も実施。        |

343

344 (参考 26) 送配電事業者の分社化（法的分離）の状況



345

346 3) 電取委のこれまでの取組についての評価

347 送配電事業は地域独占であるため、国の認可を得た託送料金や託送供給等約款に基  
348 づき業務を実施することとされている。また、送配電事業者は、中立的に業務を実施  
349 することとされ、特定の小売・発電事業者を差別して取り扱うことが禁止されている。

350 電取委は、送配電事業者がこうした規制に則り適正に託送供給業務を実施すること  
351 を確保するため、その専門的知見を活用し、経済産業大臣の求めに応じ託送料金の審  
352 査を行う、送配電事業者の業務を監視し問題があれば是正する、といったことが期待  
353 されている。

354 こうした点について、これまで電取委は以下の取組を行っており、期待された役割  
355 を果たしてきていると言える。

- 電取委は、経済産業大臣の求めに応じ、一般送配電事業者から申請された託送料金の審査を適切に実施した（参考 27）。また、託送料金の事後評価を実施し、それが適正な水準であることを確認するとともに、各社の効率化に向けた取組を促進した（参考 28）。
- 電取委は、一般送配電事業者が行う託送供給業務等の実施状況を把握・分析し、問題のある行為があれば、それを速やかに是正するよう勧告等を行った（東電 PG に対する業務改善勧告など（参考 29））。
- 電取委は、2020 年度の送配電部門の法的分離と併せて導入される行為規制の詳細について検討・具体化し、経済産業大臣に建議した（参考 30）。

また、電取委は、専門的知見を活用して、送配電事業者が行う電力の取引の状況を分析し、制度面で改善すべき点などがあれば、その改正を経済産業大臣に建議することなどが期待されている。

これに関して、電取委は、以下のように、調整力の調達・指令やインバランス精算など一般送配電事業者が行う電力取引の実情を分析することを通じて、より効率的な市場を実現する観点から制度面で改善すべき点を把握し、積極的に検討を加え、改善策の提言等を行ってきている。

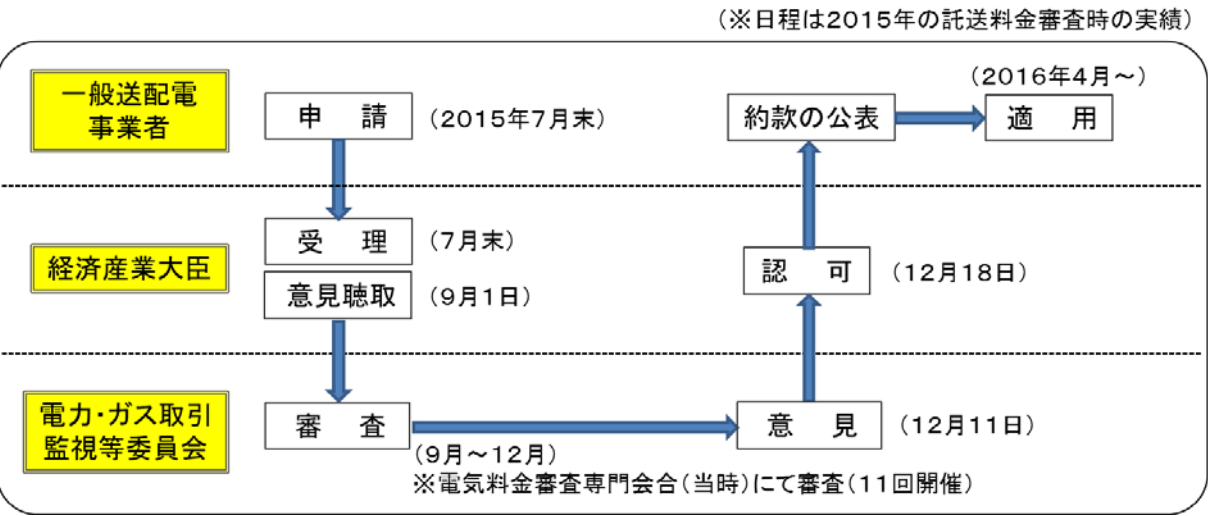
- 電取委は、調整力の公募調達に関するガイドラインの策定を建議し、その後の運用を監視した。また、2021 年度から開始される需給調整市場の価格規律のあり方についても検討している。
- 電取委は、計画値同時同量制度の運用状況を分析し、託送供給約款における送電ロス率の改定などを提言した。
- 電取委は、現行のインバランス料金の動きを分析し、それを踏まえて、複数回にわたり制度の改正を提言した。また、電取委は、2022 年度以降の新たなインバランス料金の詳細設計を行い、それを提言した。（参考 31）

特に、送配電部門が行う需給調整については、発電部門から分離・中立化した後も引き続き電源への指令が確実にできるようにしつつ、広域的に安価な電源から順に用いる仕組みを実現するとともに、その時間帯の需給調整のコストをインバランス料金に反映し、起因に応じた負担と適切な価格シグナルの発信を実現することが重要であると考えられるところ、電取委のこれまでの取組は、この実現に大きく貢献していると言える。

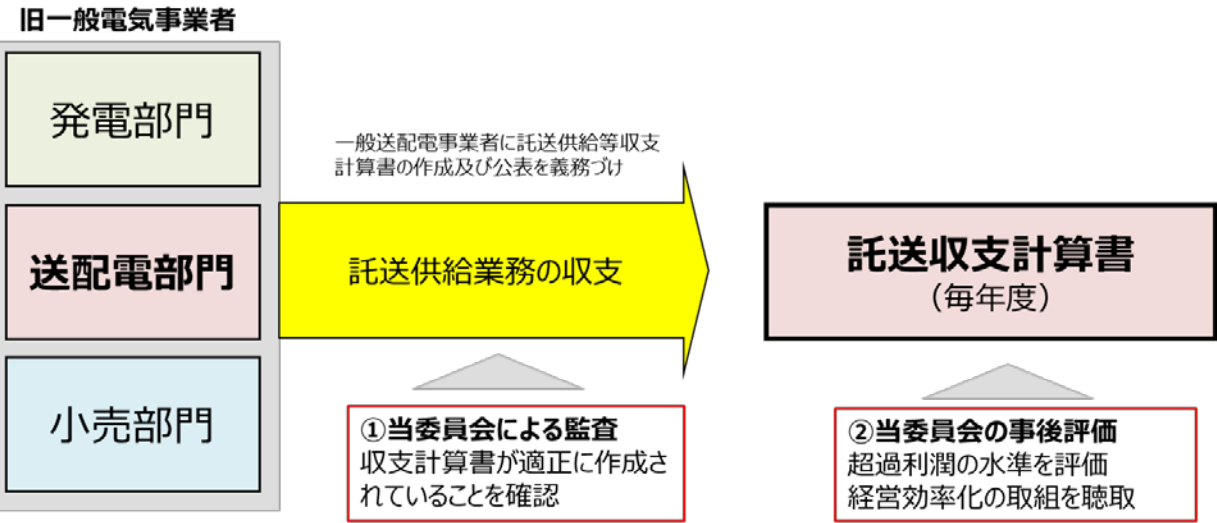
こうした仕組みは、送配電部門の効率化にとどまらず、小売・発電部門における競争の活性化や、価格シグナルを通じた需要抑制などといった、電力システム改革の狙いを実現していく上でも極めて重要なものであり、その意義は大きいと考えられる。

このように送配電関連の分野においても、これまでのところ、電取委は期待された役割を果たしてきていると考えられる。

(参考 27) 託送料金の認可プロセス



(参考 28) 託送料金の事後評価の仕組み



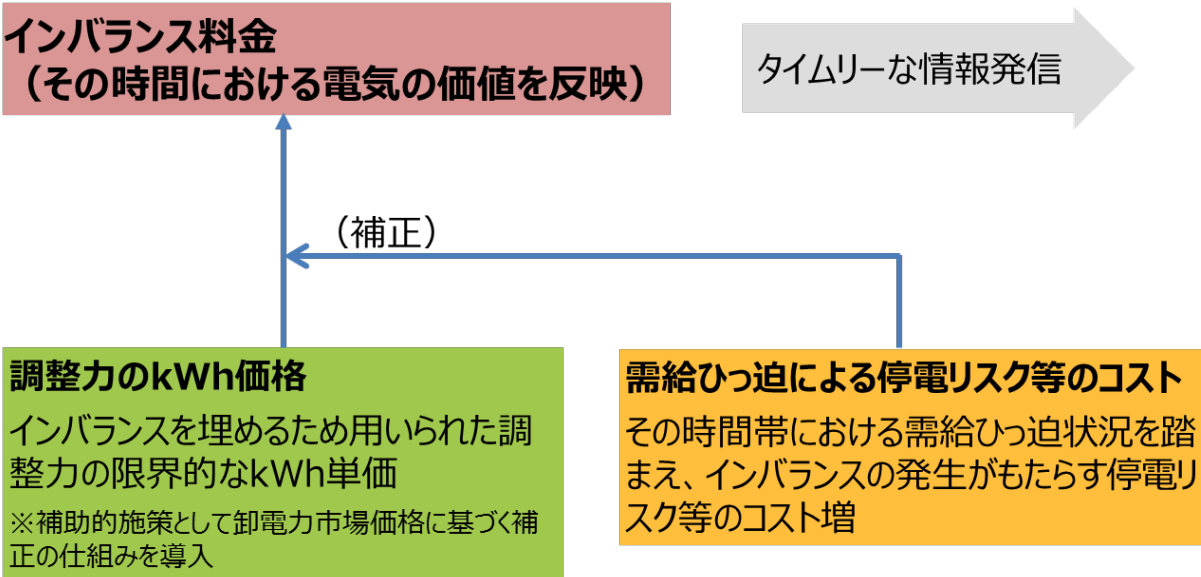
395 (参考 29) 送配電事業者に対する業務改善勧告の実績

| 日付             | 対象事業者          | 事業  | 概要                                                                                                            |
|----------------|----------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2016年<br>6月17日 | 東京電力パワーグリッド(株) | 送配電 | 小売電気事業者への電気使用量の通知遅延により、小売電気事業者から多数の需要家への電気代の請求遅延を招く等の影響が出るなど、電力の適正な取引を阻害した。(未通知件数は、同年 5 月から 8 月の間、約 2 万件で推移。) |
| 2018年<br>5月16日 | 東北電力(株)        | 送配電 | 認可された託送供給等約款に定められているにもかかわらず、長期かつ反復・継続的に <u>工事費負担金の算定方法を誤り</u> 、系統接続する発電事業者等への過大請求を多数(約72件)発生させた。              |

396 397 (参考 30) 送配電部門の法的分離と併せて導入される行為規制の詳細(主なもの)

- 一般送配電事業者の取締役等が、特定関係事業者の取締役等及び従業者を兼職することは原則禁止となるが、一般送配電事業者のポストにおいて、非公開情報を知り得ず、かつ、小売・発電事業の業務運営における重要な意思決定に関与できないことが確保されている場合は兼職規制の例外とする
- 電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める一般送配電事業者の禁止行為は、一般送配電事業者が、その特定関係事業者たる小売・発電事業者に対する需要家等の評価を高める広告等を行うこととする
- 一般送配電事業者が、託送供給業務等をその特定関係事業者及びその子会社に委託することは原則禁止となるが、災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な委託等についてはその例外とする
- 情報を適正に管理するための体制整備として経済産業省令に定めるものは、一般送配電事業者が、建物を特定関係事業者と共用する場合には物理的隔離を行うこと等とする

398 399 (参考 31) 2022 年度以降の新たなインバランス料金の概要



400

#### 4) 電取委が今後注力すべき事項

送配電事業については、再生可能エネルギーの導入拡大への対応やレジリエンス対応といった新たな課題が顕在化しており、それに対応するため、新たな託送料金制度を導入すべく電気事業法の改正が行われたところである。また、基幹送電線利用ルールの抜本的な見直しを行う方針も示されている。こうした新たな制度が適切に機能するようにしていくためには、その制度の詳細を適切に設計するとともに、適切に運用することが重要である。

新たな託送料金制度においては、国が示した指針に沿って、5年ごとに一般送配電事業者が事業計画を策定し、その実施に必要な費用を基に算定した収入上限（レベニューキャップ）を経済産業大臣が承認する仕組みを導入することが予定されているが（参考 32、33）、それがより効果的に機能するためには、一般送配電事業者が停電時間を低減する等のサービスレベルの向上を図り、同時にコスト効率化を進めることを促すよう、適切にインセンティブが働く制度とすることが重要である。また、5年ごとに行う各社の事業計画と収入上限の審査を適切に実施することが重要である。

本制度は今後の送配電インフラ整備の要となるものであり、その詳細設計と料金審査を担う電取委の役割は大きい。これまで、規制料金の審査は電気事業者から値上げ申請等があった場合のみしか実施していないため、電取委における料金審査の体制は必ずしも充実しているとは言えない。新制度においては5年ごとに収入上限等の審査を行うようになることを考慮し、電取委においては、送配電設備の整備・維持・運用や系統運用などについて専門的知見を有する者を確保するなど、必要な体制を整備し、その設計と運用を適切に進めることが重要である。

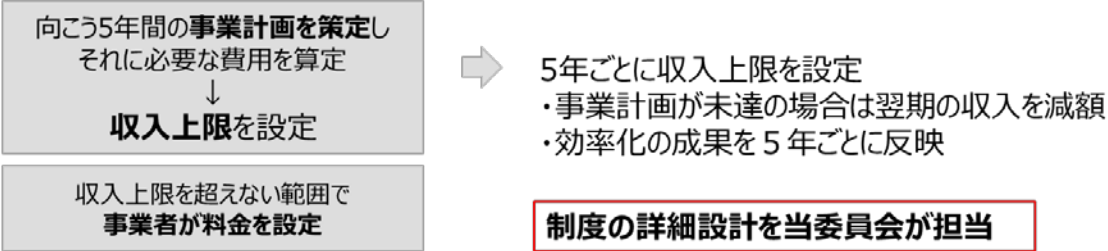
また、新たな託送料金と併せて導入することが予定されている発電側基本料金については、負担の公平性や適切な発電立地の促進等を通じた送配電費用の抑制の観点から重要な制度である。電取委は、基幹送電線利用ルールの抜本的見直しの内容を踏まえつつ、適切な制度となるよう、詳細設計を行うべきである。

426 (参考 32) 新たな託送料金制度における料金設定の仕組み

＜現行＞

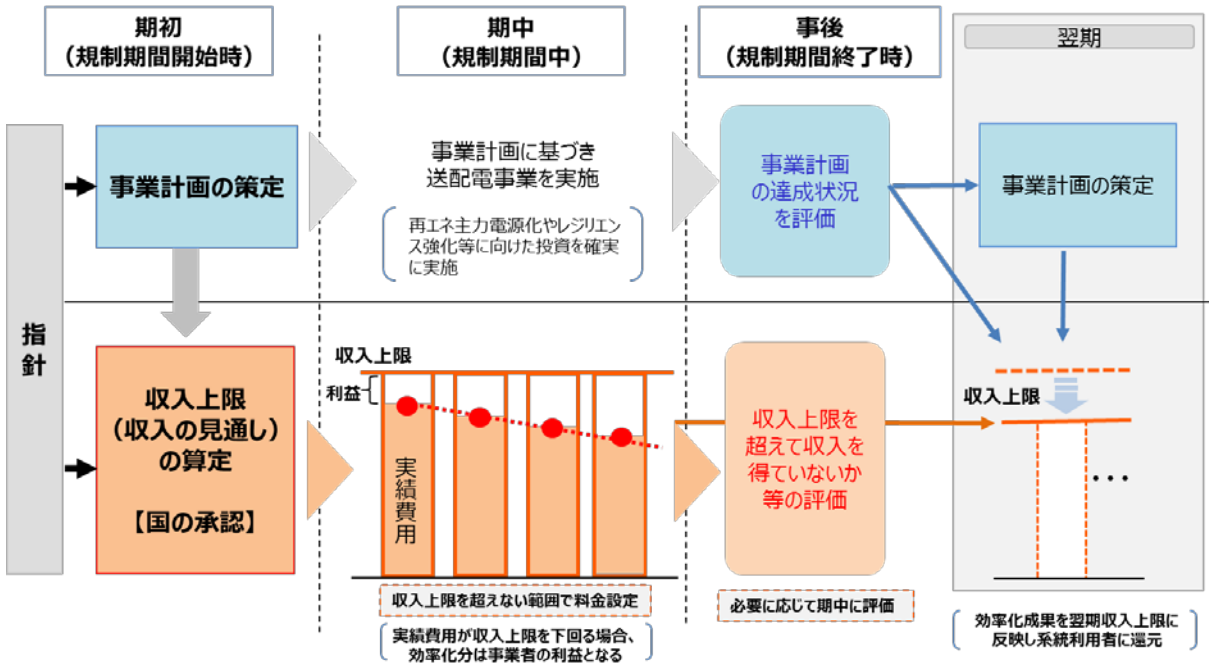


＜2023年4月～＞



427

428 (参考 33) 新たな託送料金制度のイメージ



429



## 5. ガスシステム改革の進捗と電取委の取組

### 1) ガスシステム改革が当初狙っていたこと

ガスシステム改革においては、選択の自由を全ての需要家にもたらし、競争によるサービスの質の向上や料金の低廉化を実現するため、小売市場への参入を自由化するとされた。

その際、ガスを供給する側より情報や交渉力が不足する需要家の利益を害することのないように留意するなど、需要家保護には万全を期すこととされていた。

また、導管部門については、地域独占を認めた上で、託送供給料金等の条件の適切性等を国が厳格に確認することとされ、ガス小売事業に参入する者が公平かつ透明性の高い条件の下で導管網を利用できる環境を整備していくこととされていた。

### 2) 現在の状況の評価

ガス市場の現状は以下のとおりであり、新規参入者のシェアが増加し、また、新規参入者から多様な料金メニューが提供されるようになっており、ガスシステム改革は着実に進んでいると言える。

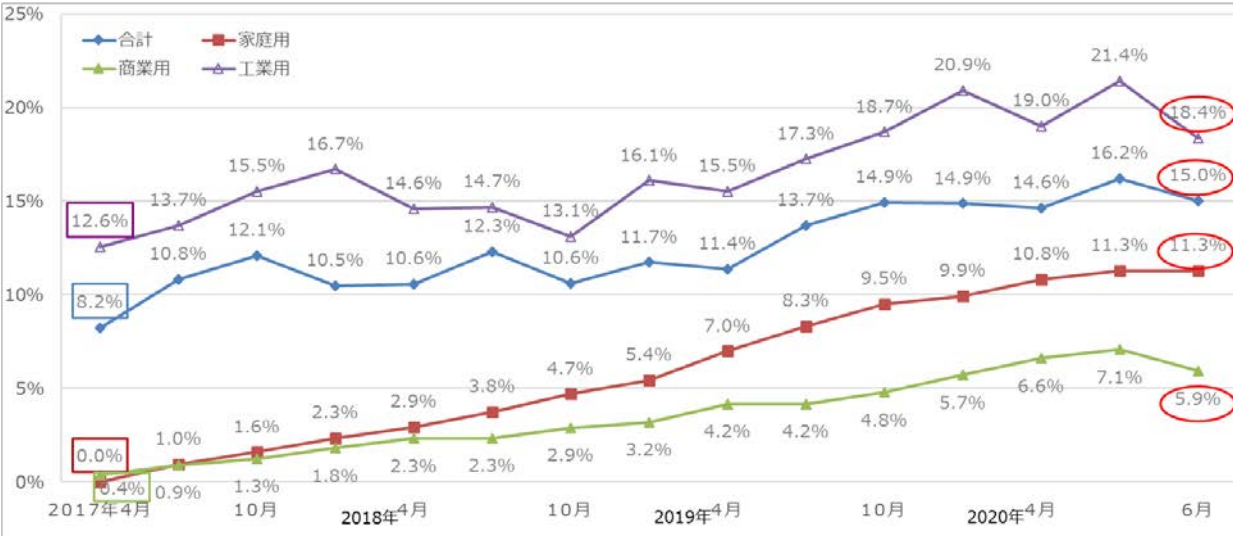
- 2020 年 10 月 20 日時点で、82 者が新たにガス小売事業に参入しており（参考 34）、総ガス販売量に占める新規参入者のシェアは、2020 年 6 月時点で約 15% にまで増加している（全国の一般ガス導管事業者 194 者のエリアのうち、31 のエリアの家庭用事業においてガス小売事業者の新たな参入があった。また、家庭用の販売量における新規小売の割合は約 11.3%（特に伸びている近畿では約 17.1%）となっている（参考 35、36）。）。
- 需要家における小売全面自由化に対する認知は、聞いたことがある者まで含めると約 70%（2019 年度）となっている（参考 37）。
- 新規参入者を中心にポイントサービス、セット割引、見守りサービス等の多様な料金メニューが登場し（参考 38）、新規参入者の料金は規制料金に比して安価となっている。

455 (参考 34) 小売全面自由化後のガス小売事業者の登録状況

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>電気事業者 (7者)</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・東北電力</li><li>・東京電力エナジーパートナー ※ 1</li><li>・中部電力ミライズ ※ 1</li><li>・関西電力 ※ 1</li><li>・四国電力</li><li>・九州電力 ※ 1</li><li>・北海道電力 ※ 1</li></ul>                                                                                                                                                                             | <b>旧大口ガス事業者 ※ 2 (20者)</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・朝日ガスエナジー</li><li>・岩谷産業</li><li>・三菱ケミカル</li><li>・テツゲン</li><li>・仙台プロパン</li><li>・ネクストエネルギー</li><li>・上越エネルギーサービス</li><li>・東京ガスエンジニアリングソリューションズ</li><li>・北陸天然瓦斯興業</li><li>・合同資源</li><li>・鈴与商事</li><li>・鈴興</li><li>・富山グリーンフードサイクル</li><li>・甲賀エナジー</li><li>・近畿エア・ウォーター</li><li>・小倉興産エネルギー</li><li>・熊本みらいエル・エム・ジー</li><li>・日本製鉄</li><li>・プログレッシブエナジー</li><li>・りゅうせき ※ 1</li></ul> | <b>旧ガス導管事業者 ※ 3 (9者)</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ENEOS ※ 1</li><li>・石油資源開発</li><li>・国際石油開発帝石</li><li>・三菱石油</li><li>・南遠州パイプライン</li><li>・エア・ウォーター</li><li>・東北天然ガス</li><li>・エネロップ</li><li>・筑後ガス圧送</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| <b>旧一般ガス事業者 (5者)</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・東京ガス ※ 1</li><li>・日本瓦斯 ※ 1</li><li>・東彩ガス ※ 1</li><li>・東日本ガス ※ 1</li><li>・北日本ガス ※ 1</li></ul>                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <b>その他の事業者 (24者)</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・日本ファシリティ・ソリューション</li><li>・豊富町</li><li>・ファミリーネット・ジャパン ※ 1</li><li>・HTBエナジー ※ 1</li><li>・イーレックス ※ 1</li><li>・中央電力 ※ 1</li><li>・CDエナジーダイレクト ※ 1</li><li>・関電エネルギーソリューション</li><li>・PinT ※ 1</li><li>・エフビットコミュニケーションズ ※ 1</li><li>・アストマックス・トレーディング ※ 1</li><li>・イーエムアイ ※ 1</li><li>・CSエナジーサービス</li><li>・びわ湖ブルーエナジー ※ 1</li><li>・島原GEエナジー ※ 1</li><li>・ひむかエルエスジー</li><li>・アースインフィニティ ※ 1</li><li>・JERA</li><li>・デブカスターサービス</li><li>・グローバルエンジニアリング ※ 1</li><li>・T&amp;Tエナジー ※ 1</li><li>・東京エナジーアライアンス ※ 1</li><li>・ミツウロコグリーンエネルギー ※ 1</li><li>・伊藤忠エネクス</li></ul> |
| <b>LPガス事業者 (17者)</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・河原実業 ※ 1</li><li>・レモンガス ※ 1</li><li>・サイサン ※ 1</li><li>・イワタニ長野</li><li>・赤間商会</li><li>・ガスバル ※ 1</li><li>・グリーンガス金沢</li><li>・有限会社ファミリーガス</li><li>・有限会社神崎ガス工業</li><li>・エネックス ※ 1</li><li>・ミツ輪商会</li><li>・藤森プロパン商会</li><li>・日東エネルギー ※ 1</li><li>・丸石プロパンガス</li><li>・宮崎商事</li><li>・いちたかガスワン ※ 1</li><li>・丸新</li></ul> | <p>(注 1) 旧一般ガス事業者及び旧簡易ガス事業者のうち、みなしガス小売事業者は除く。</p> <p>(注 2) 事業譲渡の場合は除く。</p> <p>※ 1 越境販売を含め新たに一般家庭へ供給 (予定を含む)</p> <p>※ 2 旧大口ガス事業者 年間ガス供給量 10万㎡以上の大口需要家へのガスの供給を行う者で、一般ガス事業者、簡易ガス事業者、ガス導管事業者に該当する者を除いた者</p> <p>※ 3 旧ガス導管事業者 自らが維持し、及び運用する特定導管により、卸供給及び大口供給の事業を行う者のうち、一般ガス事業者や簡易ガス事業者に該当する者を除いた者</p>                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

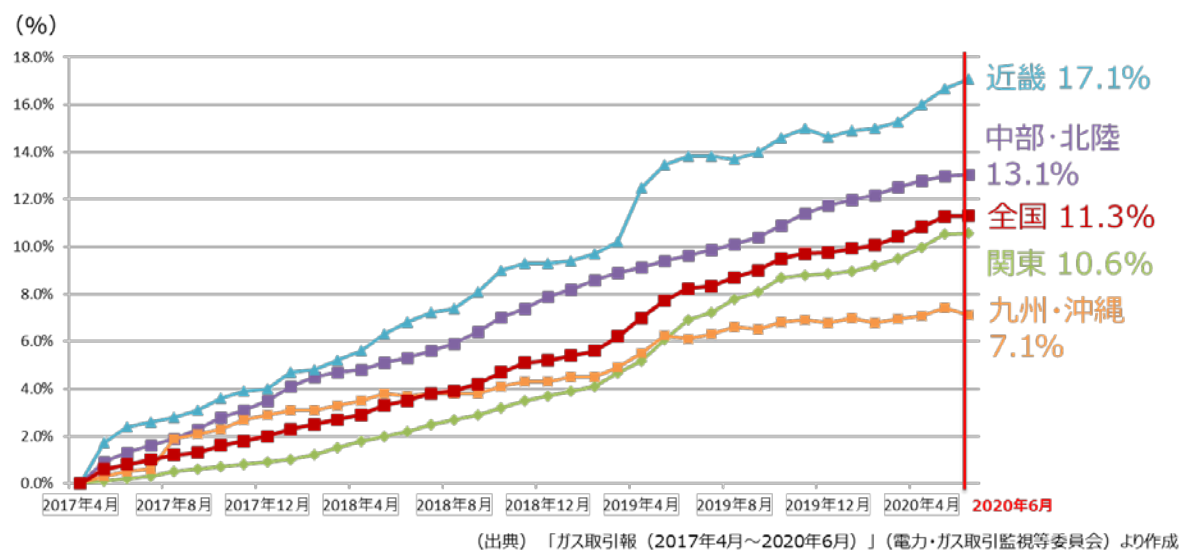
456

457 (参考 35) 販売量に占める新規参入者の割合



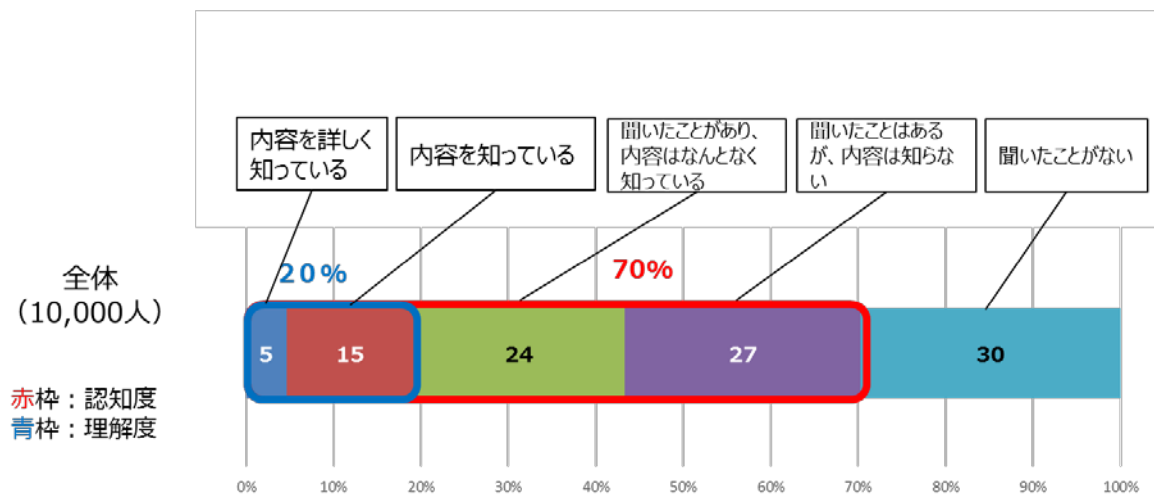
458

459 (参考 36) 家庭用の販売量に占める新規参入者の割合 (地域別)



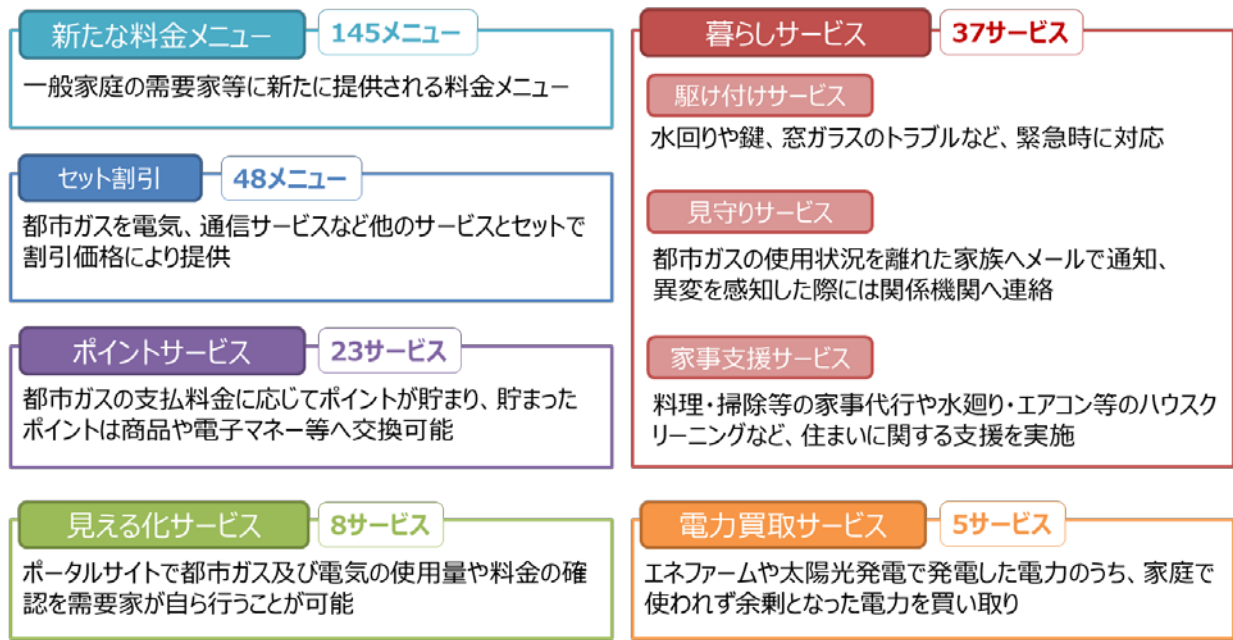
460 (注) その他エリアの新規小売の割合は北海道は0.0%、東北は0.4%、中国・四国は0.0%となっている。

461 (参考 37) 家庭用ガスの小売自由化に関する認知状況



462 (注) 都市ガスを利用してない回答した者も含まれている (約4,700人)。  
(出典) 電力・ガス取引等監視委員会「令和元年度エネルギー需給構造高度化対策に関する調査等委託事業」調査報告書より作成

463 (参考 38) 多様化する新規参入者の料金メニュー



464

465 3) ガス分野における電取委のこれまでの取組の評価

466 電取委は、ガス市場分野に関して、その専門的知見を活用して、託送料金の審査を  
 467 行うとともに、取引の状況を把握・分析し、問題のある行為があればそれを是正する  
 468 などにより、ガスの適正な取引を確保することが期待されている。

469 さらに電取委は、専門的知見を活用して、ガスの取引の状況等を把握・分析し、競  
 470 争活性化等の観点から制度面で改善すべき点などがあれば、その改正を経済産業大臣  
 471 に建議することなどが期待されている。

472 こうした観点から、当分野におけるこれまでの電取委の取組を評価すると以下のと  
 473 おりである。

- 474 ● 電取委は、相談窓口を設置しガスの需要家等からの相談にきめ細かく対応して
- 475 きた。また、需要家保護や公正な競争を確保する観点で小売事業者が遵守すべ
- 476 きルールを明確化した上で、ガス小売事業者の問題となる行為等が見られた場
- 477 合には、それを是正するよう指導等を行ってきた。
- 478 ➤ 相談窓口を設置しガスの需要家等からの相談に対応
- 479 ➤ 国民生活センター・消費者庁と共同で、相談事例等を作成し公表
- 480 ➤ ガス事業法に基づき需要家への情報提供や営業方法等について小売事業者
- 481 が遵守すべき事項等を記載した「ガスの小売営業に関する指針」の制定を建
- 482 議（参考 39）
- 483 ➤ ガス小売事業者の不適正な行為について、業務改善勧告を4件行うなど、是

正・再発防止を指導（参考 40）

➤ 小売料金の規制が撤廃された地域について、その後 3 年間料金の動きを確認し、合理的でない値上げについて適正化するよう指導

● 電取委は、経済産業大臣の求めに応じ、一般ガス導管事業者から申請された託送料金の審査を適切に実施。その後、託送料金の事後評価を毎年実施し、それが適正な水準であることを確認するとともに、各社の効率化に向けた取組を促進していた。

● これらに加えて、電取委は、ガス市場の特徴<sup>4</sup>を踏まえ、競争活性化に向けて、特にガス供給源の拡大や小売事業者がガス供給源にアクセスしやすい環境作りなどに取り組んできている。

➤ 新規参入者のガス製造設備の系統接続を円滑化、逆流連結託送の実現

➤ LNG 基地の第三者利用制度の改善（ガイドラインの改正の建議等）

➤ 大手事業者の卸供給の取引条件等について競争阻害的なものにならないよう要請

➤ スイッチングの際にガス導管事業者が小売事業者に求める手続について各社の様式等を標準化

こうした電取委の取組の多くは、小売全面自由化されたガス市場において適正な取引を確保し、また競争を活性化していく上で、実際に効果を発揮しており、時宜を得た適切なものであったと言える。

また、これらはいずれも、ガスの取引の実態やガス事業者の実情を踏まえた取組であり、電取委がその専門的知見を活かした取組であった。

このようにガス市場の分野においても、これまでのところ、電取委は期待された役割を果たしてきていると考えられる。

---

<sup>4</sup> ガス市場の特徴：

1) 都市部を中心に導管網が整備されているが、各エリア間がつながっていない。

2) 各エリアにおける LNG 基地の数が少なく、それを所有している事業者の数が少ない。（各エリアとも製造部門の競争が限定的、小売に参入する場合もガスの供給源に限られる。）

3) 他方で、他のエネルギーとの競争がある。（オール電化、LPG など）

507 (参考 39) 小売事業者が遵守すべきルール「ガスの小売営業に関する指針」の明確化

【ガスの小売営業に関する指針（目次）】

|                                                                                                                 |                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 需要家への適切な情報提供<br>(1) 一般的な情報提供<br>(2) 契約に先だて行う説明や書面交付                                                          | 4. 苦情・問合せへの対応の適正化<br>(1) 苦情・問合せへの対応<br>(2) 災害等によりガスの供給に生じた支障に関する問合せ対応                                                                    |
| 2. 営業・契約形態の適正化<br>(1) ガス事業法上許容されない営業・契約形態<br>(2) ガス小売事業者の媒介・取次ぎ・代理<br>(3) ガス小売事業者のワンタッチ供給<br>(4) ガス小売事業者による業務委託 | 5. 契約の解除手続等の適正化<br>(1) 需要家からの契約解除時の手続<br>(2) ガス小売事業者からの小売供給契約解除時の手続<br>(3) ガス小売事業者による小売供給契約解除を伴わない供給停止時の手続<br>(4) ガス導管事業者による託送供給契約解除時の手続 |
| 3. 契約内容の適正化<br>(1) 不明確なガス料金の算出方法<br>(2) 小売供給契約の解除<br>(3) 競合相手を市場から退出させる目的での不当に安い価格での小売供給                        | 【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】                                                                                                                 |

508

509 (参考 40) 問題のある行為を行った事業者に対する指導（業務改善勧告）の実績

| 日付              | 対象事業者            | 概要                                                                    |
|-----------------|------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 2020年<br>9月9日   | 東京電力エナジーパートナー(株) | 電気及びガスの小売供給契約の締結を電話で勧誘する際、継続的に、不十分な説明や虚偽の説明を行い、法に規定する説明義務を果たさなかった。    |
| 2019年<br>8月21日  | 関西電力(株)          | 電気及びガスの小売供給契約締結の際、多数かつ継続的に、法に規定する契約締結前交付書面及び契約締結後交付書面の需要家への交付を行わなかった。 |
| 2018年<br>10月11日 | 東京電力エナジーパートナー(株) | 電気及びガスの小売供給契約締結の際、多数かつ継続的に、法に規定する契約締結後交付書面の需要家への交付を行わなかった。            |
| 2018年<br>3月2日   | 東京電力エナジーパートナー(株) | 電気及びガスの訪問営業及び電話営業において、多数かつ継続的に、法に規定する契約締結前交付書面の需要家への交付を行わなかった。        |

510

511 4) ガス分野において電取委が今後注力すべき事項

512 ガス市場については、電力市場と異なり、各エリアともガス製造設備を有している  
513 事業者の数が少なく、また各エリア間がつながっていないことから、特に卸市場にお  
514 ける競争が未だに限定的である。

515 電取委においては、引き続き、こうした実情を十分に踏まえた上で、ガス市場にお  
516 ける公正な取引の確保と競争の活性化に向けた取組を進めることが重要である。

517 そのため、各エリアにおけるガス供給源が拡大するよう、ガス製造関連設備の第三  
518 者利用の円滑化等に取り組むことが重要である。また、ガス供給源が限られている現  
519 状において小売部門における競争を活性化するためには、大手事業者が、製造したガ  
520 スにつき自社小売部門での販売に供する場合に比して不利な条件・価格で他社へ卸供  
521 給を行うこと（自社小売部門の優遇）がないように、内外無差別な卸売供給を行うよ



うにしていことが重要となる。当面は、新規参入の小売事業者がガス供給源へのアクセスを円滑化するため、高額な違約金を取る長期契約の是正を図るとともに、新たに開始されたスタートアップ卸<sup>5</sup>の取組について、それが有効に機能しているかを分析し、課題がある場合には改善を求めていくことが重要である。

なお、ガス市場の実態を把握・分析するにあたっては、関連する市場として、LP ガス市場についても併せて分析することも考慮すべきである。

---

<sup>5</sup> 特に一般家庭向けガス小売事業への新規事業者の参入促進を目的とした、一定の市場規模がある供給区域の旧一般ガス事業者9社による自主的取組。旧一般ガス事業者の標準メニューのうち最も低廉な小売料金から一定の経費を控除し算定した上限卸価格を定めた上で、新規小売事業者に対してガス卸を行うこととしたもの。

## 6. 関西電力における金品受領問題等への対応

### 6-1. 関西電力における金品受領問題への対応

本会合では、2019年9月に明らかとなった関西電力における金品受領問題に対する電取委の対応についても評価した。

#### (参考 41) 関西電力における金品受領問題に対する経済産業大臣及び電取委の対応

関西電力における事案（関西電力調査結果より）

- ① 関西電力等の役職員による森山氏等からの多額の金品受領
- ② 森山氏からの要求に沿った事前情報提供及び事前発注約束
- ③ 問題発覚後の関西電力の対応



- |            |                                                                                  |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 2019年9月27日 | 新聞報道により事案が発覚<br>※委員会はこの際に本事案を把握                                                  |
| 同日         | 経済産業大臣が関西電力に報告徴収を発出                                                              |
| 2020年3月14日 | 関西電力が経済産業大臣に報告書を提出                                                               |
| 同月16日      | 経済産業大臣が関西電力に業務改善命令を発出<br>※発出手続の瑕疵により、同月29日に再発出<br>※委員会は命令の内容について異存のない旨を経済産業大臣に回答 |
| 同月30日～     | 関西電力が業務改善計画を提出し、実施中<br>(6月29日に業務改善計画の実行状況等を報告)                                   |

#### 1) 事案を把握した後の対応についての評価

前述のとおり、電取委に期待される役割は電力等の適正な取引の確保であり、経過措置が講じられている小売規制料金や託送料金への影響なども含め、電力等の適正な取引の観点から問題となる行為があった場合には、電取委はその実態を把握し、是正や再発防止を求めるなどの対応を取ることが求められている。

この点に関して、関西電力が経済産業大臣に提出（2020年3月）した第三者委員会の報告書によれば、本事案は、電力取引とは直接関係のないコンプライアンス違反事案である。

本事案によって関西電力の工事発注金額が不当に増大し、それによって電気料金への影響があったのではないかと指摘もあるが、以下の理由から、今回の事案によって電気料金に何らかの影響があったとは考え難い。

◇ 関西電力の第三者委員会からの報告によれば、今回の事案によって、工事発注金額が不当に高くなった等の事実はなかったと報告されている。

◇ 仮に工事発注金額が不当に高くなっていたとしても、小売電気料金については、小売全面自由化によりかなり厳しい価格競争が発生しており、それを電

549 気料金に転嫁できる状況ではなかったと考えられる。実際に、関西電力が販  
550 売する電気の約 8 割は競争の中で料金を設定する自由料金であり、また、残  
551 り 2 割の規制小売料金についても、2017 年、2018 年の 2 回にわたって値下げ  
552 しており、その際の値下げ幅は、自主的に、原子力発電所の再稼働によるコ  
553 スト減を上回るより踏み込んだ値下げを行っている。また、託送料金につい  
554 ては、今回の事案に関連のあった工事発注は主に原子力発電所関連の工事  
555 あることから、託送料金に影響があるものではなかったと考えられる。<sup>6</sup>

556 このように、本事案は、電気料金への影響も含めて電力の取引において問題があっ  
557 たものではなく、適正な取引の観点から、電取委がその専門的知見を活用して、事業  
558 者に業務改善勧告を実施したり、経済産業大臣に建議・意見したりするような事案で  
559 はなかったと評価できる。

560 したがって、前述の通り、電取委に期待される役割はその専門的知見を活用して電  
561 力等の適正な取引を確保することであることを踏まえると、本事案に対する電取委の  
562 対応（電力の取引において問題があったものではないとして自ら調査をしなかったこ  
563 と等）については、特に問題となるものではなかったと考えられる。

## 564 2) 報道で明らかになるまで電取委が本事案を把握できなかったことについて

565 前述のとおり、電取委の役割は、電力等の適正な取引の確保である。したがって、  
566 電力の取引における不正や、市場支配力のある事業者による電気料金のつりあげなど  
567 の事案については、できるだけ速やかにそれを把握し、是正することが期待されてい  
568 る。

569 しかしながら、今回の関西電力の事案は、上述のとおり、役員等が金品を受領して  
570 いたといった事案であり、電力の取引において問題があったものではなかったことか  
571 ら、報道で明らかになるまで電取委が本事案を把握できなかったことについて、特に  
572 問題となるものではないと考えられる。

573 なお、電取委は、旧一般電気事業者に対し毎年監査を行っていることから、もっと  
574 早期に本事案を把握すべきだったのではないかという指摘もある。これについては、  
575 電気事業法に基づく監査は、一般送配電事業者等が電気事業法に基づいて適正に業務  
576 及び経理を行っているかどうかを確認するものであることから、電取委が役員等によ  
577 る金品受領の有無や工事発注の事前約束の有無を監査の調査対象とせず、結果として

---

<sup>6</sup> さらに、託送料金については、公開のプロセスを通じて、厳格な審査を行った上で経済産業大臣が認可しており、費用が過大に計上されたとは考えにくい。実際に、関西電力の託送収支における超過利潤は負の値（マイナス）が続いていることから、少なくとも現状の託送料金が不当に高止まりしていることはないと考えられる。

本事案を把握することができなかったことは、特に問題があったとは言えない。<sup>7</sup>

また、電取委の相談窓口の情報提供がなかったことを問題視する意見もあるが、電取委の相談窓口は、電力等の取引に関する相談をする窓口として設置され広報されており、本件事案について情報提供がなかったことは不自然なことではない。<sup>8</sup>

したがって、電取委が本事案を報道で明らかになるまで把握できなかったことについては、特に問題となるものではないと言える。

### 3) 今後講ずべき措置について

電力会社の小売電気料金については、小売全面自由化以降、原則として競争の中で料金が自由に設定される仕組みとなっており、経過措置が講じられている小売規制料金においても、自主的に踏み込んだ値下げが行われている。

他方で、託送料金については競争がなく、また、現行制度においては定期的な洗い替えがない。したがって、仮に今後一般送配電事業者において工事発注金額の水増し等によって不正な支出増があった場合には、託送料金の値上げにつながるものではないものの、託送収支の超過利潤が減ることを通じて、託送料金の将来の値下げを遅らせることにつながる可能性はある。

現行制度下でも、電気事業者における工事代金等のコストが増大すれば自社の利益は減ることになるため、意図的にそのような工事発注金額の水増し等を行うとは考えがたいが、今後、こうした事案の発生やそれによる規制料金の値下げ余地への影響をより確実に回避するため、送配電事業者における不適切な発注・契約による支出増については、託送料金に係る超過利潤の計算において費用として扱ってはならないことを明確にするといった制度的な工夫を検討すべきである。また、電取委は監査等において、各社がこれを適正に実施しているかどうか継続的に確認していくべきである。

## 6-2. 電取委への意見聴取なく業務改善命令が発出された事案への対応について

今回の関西電力における金品受領問題への対応においては、経済産業大臣が3月16日に関西電力に業務改善命令を発出した際、法律上事前に行うこととされている電取委への意見聴取を行わず発出したという事象が発生した。

---

<sup>7</sup> 電取委は、電気事業法に基づき、2015年以降毎年、関西電力を含む全ての旧一般電気事業者の業務及び経理について監査を実施している。本監査は、一般送配電事業者等が電気事業法に則って業務及び経理を適正に行っているか等を確認するものであり、例えば、約款どおり対応しているか、託送収支計算書を適正に作成しているか等を確認している。役員の金品受領の有無等については、電気事業法とは直接の関係はないため、監査において調査はしておらず、関西電力における事案を把握するには至らなかった。

<sup>8</sup> 電取委は、相談窓口を設置し、質問・相談等を受け付けている（2015年～2019年までの4年間で、4,800件程度の相談に対応）。本相談窓口も含め、電取委事務局が関西電力の事案について情報提供や通報を受けることはなかった。

その際、電取委の対応は以下のとおりであった。

- 電取委は、経済産業大臣が関西電力に発出した業務改善命令（2020 年 3 月 16 日）について、あらかじめ電取委への意見聴取が行われていなかったことに気がついた際、手続に瑕疵がある旨を資源エネルギー庁に知らせた。
- その後、事後的に行われた経済産業大臣からの意見の求めについて、意見を回答するため、当該処分の内容を精査した。その内容に問題があれば当該処分の修正を求めることもあり得たが、内容を精査した結果、特段の意見すべき点はないと判断し、異存のない旨を回答し、当該処分の撤回を求めることはしなかった。

こうした電取委の対応について、法執行に関与する機関として手続きの適正性は重要であり、電力等の取引や市場の公正性を確保する役割を担う電取委が、手続きの瑕疵について甘い対応をするのは、行政の信頼性を損なうおそれがある。特にこのような重要性の大きい案件については、アカウンタビリティーの確保や手続の透明性の確保は特に重要である。したがって、本事案への電取委の対応としては、資源エネルギー庁に対してまずは業務改善命令の撤回を求め、その上で処分内容を精査すべきであった。

今後、電取委は、経済産業大臣が業務改善命令等の処分を行う際には、必ず事前に電取委に意見聴取を行うよう、資源エネルギー庁に対して常に求めていくようにすべきである。また、万が一今回と同様の事象が発生した場合には、内容の如何にかかわらず、まずは経済産業大臣に対し、処分の撤回を求めるべきである。

#### （参考 42）電取委への意見聴取を行わずに業務改善命令が発出された際の経緯

- i. 関西電力の金品受領問題に関し、経済産業大臣から関西電力に対する電気事業法に基づく業務改善命令について 2020 年 3 月 15 日（日）中に資源エネルギー庁において決裁がなされ、3 月 16 日（月）朝に、同命令が発出された。
- ii. 電気事業法上は、業務改善命令を発出する際には、経済産業大臣は、あらかじめ、電取委の意見を聴かなければならないとされているが、事務を担う資源エネルギー庁及び電取委事務局の職員は、この手続が必要であることに気がつかず、上記「i.」の発出の事前には、意見聴取の手続が取られなかった。
- iii. 上記「i.」の発出後に、意見聴取の手続が取られていないことに電取委事務局の職員が気づき、同事務局内の上司に報告するとともに、資源エネルギー庁の担当部局に対し、意見聴取の手続が必要であることを告げた。

- 635           iv. これを受け、電取委事務局と資源エネルギー庁の間で、3月16日に電取委に  
636           意見聴取する手続を進めることが確認され、同日中に電取委に対する意見聴  
637           取が行われた。(※)
- 638           v. これを受け、電取委は委員会を開催し、同日中に資源エネルギー庁に対して、  
639           業務改善命令に意見がない旨を回答した。
- 640                 ※この手続の際に、資源エネルギー庁が日付を遡って意見聴取に係る文書  
641                 を作成するという不適切な手続が発生した。
- 642           vi. その後、資源エネルギー庁は、3月29日（日）に、電取委への意見聴取を  
643           改めて実施した上で、業務改善命令を改めて発出することを決定し、実施し  
644           た。



## 7. 電取委の組織及び運営

### 1) 電取委の法的位置付け等について

- 電取委は、電気事業法に基づき、合議制の機関として、資源エネルギー庁とは別に経済産業省に置かれ、電気事業法等の関係法令の規定によりその権限に属せられた事項を処理することとされている。電取委は、あくまでエネルギー政策の枠組みの中で独立性と専門性を持って電力・ガスの取引の監視や行為規制を実施する機関とすることが適当であるとの考えにより、国家行政組織法第3条に基づく委員会ではなく、同法第8条に基づく合議制の機関（8条委員会）として経済産業省に設置された。
- 電取委は、自らの判断により、電気事業者等に対する報告徴収、立入検査及び監査をできることとされている。また、自ら電気事業者等に対する業務改善勧告を実施したり、経済大臣に対して制度改正等の建議をしたりすることができることとされている。他方、法令上は、電取委は、事業者に対して業務改善命令を発出したり、省令・告示を制定・改正したりする権限は有していない。
- 委員長及び委員は法律、経済、金融又は工学に関して専門的な知識と経験を有し、その職務に関し公正かつ中立な判断をすることができる者のうちから、経済産業大臣が任命することとされている（国会の同意人事はなし。）。

### 2) 電取委の組織の在り方等についての評価

電取委は、必要に応じ、法に基づく報告徴収を行うなどにより、電力及びガスの取引の実情を把握・分析し、問題となる行為等があった場合には、事業者に対し是正措置や再発防止を講じるよう勧告を行うなどの措置を講じている。これまでのところ、電取委は必要な取組を中立的かつ適切に講じており、また、それらによって事業者の問題となる行動は是正されており、効果を上げていると言える。さらに、電取委がこれらの措置を講じるにあたって、意図していた措置が実施できない等の不都合が生じているといった事象は生じていないと考えられる。

また、これまで電取委は、経済産業大臣に23件の建議を行うなど、制度改正等についての提言も積極的に行っており、電取委がこうした取組を進めることが妨げられているといった事象は発生していないと言える。また、建議したものも、そのほぼ全て（23件中21件）が制度改正に結びつき、残りも現在制度化に向けた作業中であり、提言の実効性という観点からも、特に問題は生じていないと言える。

さらに、八田委員長自身も、これまで電取委が行ってきた建議等の意思決定において電取委の中立性・独立性が侵されたことはないと述べている。

このように、これまで、電取委は期待された役割を適切に果たしてきていると評価

され、またその活動が制限されるといったことは生じておらず、さらに、その意思決定において中立性・独立性が侵されたことはないと考えられる。こうしたことから、電取委の現行の法的位置づけや委員の任命の在り方等に問題はないと評価できる。

なお、関西電力の事案に対する電取委の対応に関連して、電取委の独立性が十分に確保されていないのではないかと指摘が国会審議の場でも出されていた。こうしたことを踏まえると、電取委においては、今後とも中立性・独立性を確保し、全ての案件に公正・中立に対応することに加えて、その中立性・独立性について外部から疑問を持たれないようにすることにも努めるべきである。

### 3) 今後留意すべき事項

#### ①電取委事務局の体制強化等について

今後、新たな託送料金制度の詳細設計・運用や、需給調整市場など複雑化する市場への対応など、電取委が取り組むべき課題は、量的にも質的にも拡大すると見込まれる。例えば、新たな託送料金制度においては、5年ごとに送配電事業者の事業計画と収入上限を審査することが予定されており、審査の頻度がこれまでより増えるとともに、それを適切に実施するには送配電設備や系統運用などに関する知見も必要になると考えられる。

したがって、電取委が今後ともその役割を適切に果たしていくためには、事務局の体制強化<sup>9</sup>が必要であると考えられる。

電取委は現状においても、弁護士、公認会計士など多岐にわたる分野の専門人材を任期付職員として外部から確保しているが、こうした専門人材の確保・活用を今後さらに強化することが重要である。加えて、大学や研究機関などの外部専門家について、より効果的な参画・活用の方法を検討することも重要である。

また、事務局の専門的知見の向上には、外部専門家の活用に加えて、事務局職員全体の知見の向上も重要である。そのためには、各職員が有する知見、特に専門的知見を有する任期付職員の知見が、組織内に蓄積・継承されていくようにすることが重要であり、例えば、ナレッジマネジメントの強化や研修などを通じて各職員の知見を蓄積する、一部の職員については長期継続して電取委事務局において勤務するようにするといった工夫を検討すべきである。

事務局の体制に関して、独立性の観点から懸念されるのは、事務局職員が経済産業省の人事異動に組み入れられている点である。特に、資源エネルギー庁と電取委との双方向の異動が電取委の独立性を損なう要素になりうるという懸念がある。しかし、幅広い職務経験が職員の視野を拡大させ、能力開発に寄与することを考える

---

<sup>9</sup> 電取委事務局の職員数は、英国、米国等の諸外国の規制機関と比べて少ない。(参考 43)

と、現在の人事運用も否定的な面ばかりとはいえない。現行の運用を前提とするならば、独立性の確保に十分留意しながら、事務の遂行に当たることが期待される。

電力・ガスの分野においても IT の活用が重要となることから、今後は、電取委においても、IT 関連の専門的知見が求められると考えられる。事務局の強化に加えて、将来的には、委員に IT の専門家を任命することも考えられる。

#### (参考 43) 電取委と海外の規制機関との比較

|         | 日本                                                        | 英国                                                                            | 米国                                                                                                |
|---------|-----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 規制機関    | 電力・ガス取引監視等委員会                                             | ガス・電力市場委員会 (GEMA)                                                             | 連邦エネルギー規制委員会 (FERC)                                                                               |
| 組織の位置付け | 経産省内の独立規制機関                                               | 政策当局 (ビジネス・エネルギー産業戦略省) の外部に置かれた規制機関                                           | 政策当局 (連邦エネルギー省) 内の独立規制機関                                                                          |
| 設立時期    | 2015年 (9月～)                                               | 2000年 (11月～)                                                                  | 1977年 (10月～)                                                                                      |
| 委員数     | 5名                                                        | 10名                                                                           | 5名                                                                                                |
| 任期      | 3年                                                        | 5年以上7年以下                                                                      | 5年                                                                                                |
| 委員の任命条件 | ・法律、経済、金融又は工学に関して専門的な知識と経験を有し、その職務に関し公正かつ中立な判断をすることができる者。 | ・委員長・委員は、規制機関としての独立性や中立性を害する行為をとってはならない。<br>・経済、金融、エネルギー問題への知見等に関する専門性が求められる。 | ・非能率、義務の怠慢、不正行為の場合に限り、大統領により解任される場合がある。<br>・能力、経歴、経験等により、連邦エネルギー政策の影響を受ける全てのニーズと懸念を評価する特別な資格を持つ者。 |
| 委員再任の可否 | 10年を超えない範囲で可                                              | 一度のみ可                                                                         | 可                                                                                                 |
| 任命権     | 経済産業大臣                                                    | ビジネス・エネルギー・産業戦略大臣                                                             | 大統領 (上院の助言と同意が必要)                                                                                 |
| 人員数     | 約120名                                                     | 約800名                                                                         | 約1400名                                                                                            |
| 外部人材の登用 | ・弁護士、公認会計士、金融機関等の様々な分野の外部人材を配置                            | ・エコノミストが多い。<br>・送電会社 (National Grid) などの電力会社からの転籍も多数。                         | 会計、エンジニアリング、経済、金融、法務、IT等の専門家で構成。                                                                  |

#### ②電取委のミッション及びその明確化について

これまで電取委は、競争を活性化して市場メカニズムが機能するようにする、市場への信頼を守る、NW 部門が適正な運用を確保するといったことを重視して取組を進めてきたということであるが、こうした点は、今後とも電取委が注力すべき点としていずれも重要である。

電力・ガス市場を巡っては、再生可能エネルギーの導入拡大や有効活用、レジリエンスの強化といった課題を、いかにして効率的に実現していくかが、これからさらに重要になると考えられる。こうした課題についても、競争や市場メカニズムを通じた効率性の向上という観点から、電取委がその専門的知見を活用し、積極的に提言等を行っていくことが期待される。

現状、これらは必ずしも電取委のミッションとして法律等において明文化されていないが、継続性の観点から、将来的に何らかの形で明確化することの検討が望ましい。例えば、冒頭で論じたように電取委に期待される役割は法律に明記されていないものの、「適正な電力・ガスの取引の確保」が電取委の実質的なミッションとな

731 っていることに加えて、「公正や競争の促進」や「市場メカニズムを通じた効率性の  
732 向上」といったことを、電取委のミッションとして何らかの形で位置づけることが  
733 考えられる。

734 また、現状、どのような場合に電取委が制度設計に携わるのかが不明瞭なところ  
735 がある。電力・ガス取引の分析等を通じて電取委が把握した既存制度の課題につい  
736 て改善策を検討するのは当然であるが、新たな制度の詳細設計についても、取引の  
737 実態について知見を有する電取委が貢献できることも多いと考えられる。したがっ  
738 て、電取委は、既存の制度の改善か新たな制度の設計かにかかわらず、その専門的  
739 知見を活用して貢献できる場合には積極的に検討し提案等をしていくべきであり、  
740 こうした役割を期待されていることについてもより明確にすることが望ましい。

### 741 ③透明性のさらなる向上や広報の強化等について

742 電取委が引き続きその役割を果たしていくためには、一般消費者や電力・ガス等  
743 の取引に関与する事業者から公正・中立な機関として今後とも信頼されることが不  
744 可欠である。したがって、引き続き独立性・中立性を確保し、全ての案件に公正・  
745 中立に対応することに加えて、透明性を高めるなどにより、外部からの信頼を高め  
746 ることも重要である。また、前述のとおり、関西電力の事案に対する電取委の対応  
747 に関連して、電取委の独立性が十分に確保されていないのではないかという指摘が  
748 あったことを踏まえると、外部から疑念を持たれることのないようにすることも重要  
749 である。具体的には、引き続き適切な情報公開に努めるとともに、電取委の取組に  
750 ついてよりスピーディかつわかりやすく情報発信することや、外形的・形式的な観  
751 点からより一層中立性・独立性を高めることも考慮すべきである。

752 また、電取委が「適正な取引の確保」を始めとする上述のような役割を果たして  
753 いく上では、消費者や各種の市場参加者が、正確な情報を得やすい環境を作ってい  
754 くことが重要であるとともに、電取委が、これらの者から意見や情報を吸い上げる  
755 ことも重要である。したがって、電取委みずからが、活動状況等についてわかりや  
756 すい情報発信に努めるとともに、消費者や各種の市場参加者から意見や情報を寄せ  
757 やすい工夫を講じていくことが重要である。

758 また、競争を活性化し、より公正性の高い市場を作っていくための手法としては、  
759 制度改正やガイドラインの制定を提言するといった方法の他に、業務改善勧告など  
760 の法執行の具体的な事例を積み重ねることによって、透明で中立的なルールを実質  
761 的に確立していくというアプローチもあり得る。こうした観点から、引き続き個別  
762 事案にしっかりと対応することが重要である。

## 763 おわりに

764 本会合では、電力・ガスシステム改革の狙いに立ち返り、その進展状況を評価する  
765 とともに、それについて電取委が果たしてきた役割を評価した。また、それを通じ  
766 て、今後電取委が注力すべき課題の有無を明らかにし、その課題に取り組むための電  
767 取委の組織の在り方等についても評価した。

768 前章までに分析したとおり、電取委はこれまで、不適正な取引行為に対して業務改  
769 善勧告等を通じて是正するなど、電力・ガスの適正な取引を確保してきている。ま  
770 た、ガイドラインの制定等の提言や旧一般電気事業者等への働きかけを行い、市場の  
771 公正性を確保し競争を活性化してきている。これらにより、電力・ガスシステム改革  
772 は着実に進展しており、電取委は、期待された役割を適切に果たしてきていると言え  
773 る。

774 しかしながら、電力・ガスシステム改革は道半ばであり、依然として課題も多い。  
775 加えて、再生可能エネルギーの導入拡大やレジリエンスの強化など、新たな課題への  
776 対応も求められている。

777 こうした中で、電力・ガスの取引等に関して専門的知見を有する電取委が果たすべ  
778 き役割はさらに拡大している。

779 電取委においては、本報告書が指摘した事項を真摯に受け止め、今後重点的に取り組  
780 む課題を改めて整理し、引き続き、求められる役割を適切に果たしていくことを期待し  
781 たい。